

在籍型出向等支援協議会について

在籍型出向等支援協議会について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、**一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で出向により雇用を維持するために、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的**として、全国及び各都道府県で「**在籍型出向等支援協議会**」を設置・開催する。

2. 全国在籍型出向等支援協議会

全国

(1) 構成員

- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会
- 公益財団法人産業雇用安定センター
- 全国社会保険労務士会連合会
- 経済産業省、中小企業庁、国土交通省、農林水産省、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、金融庁

(2) 協議事項

- 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関する事。
- 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関する事。

(3) 開催実績

- 第1回 令和3年2月17日 ※オンライン開催
- 第2回 令和3年10月1日 ※オンライン開催
- 第3回 令和4年11月15日 ※オンライン開催

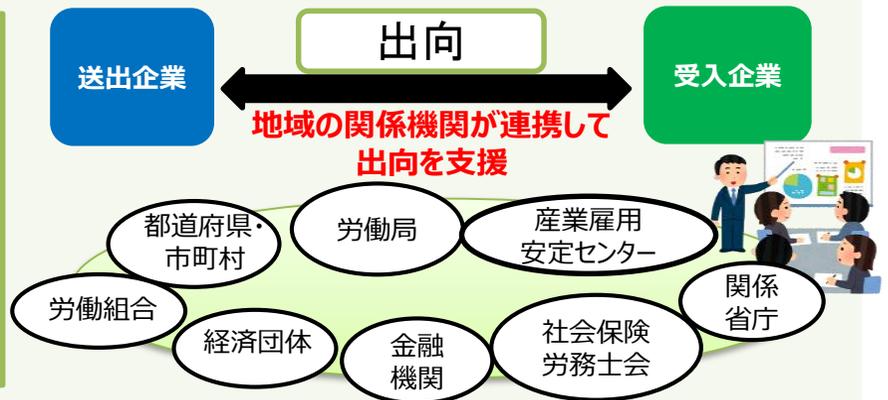
3. 地域在籍型出向等支援協議会

地域

全国での議論を踏まえ、各都道府県でも地域協議会を開催し、地域レベルで出向を具体的に支援。

各都道府県では、以下の事項について協議。

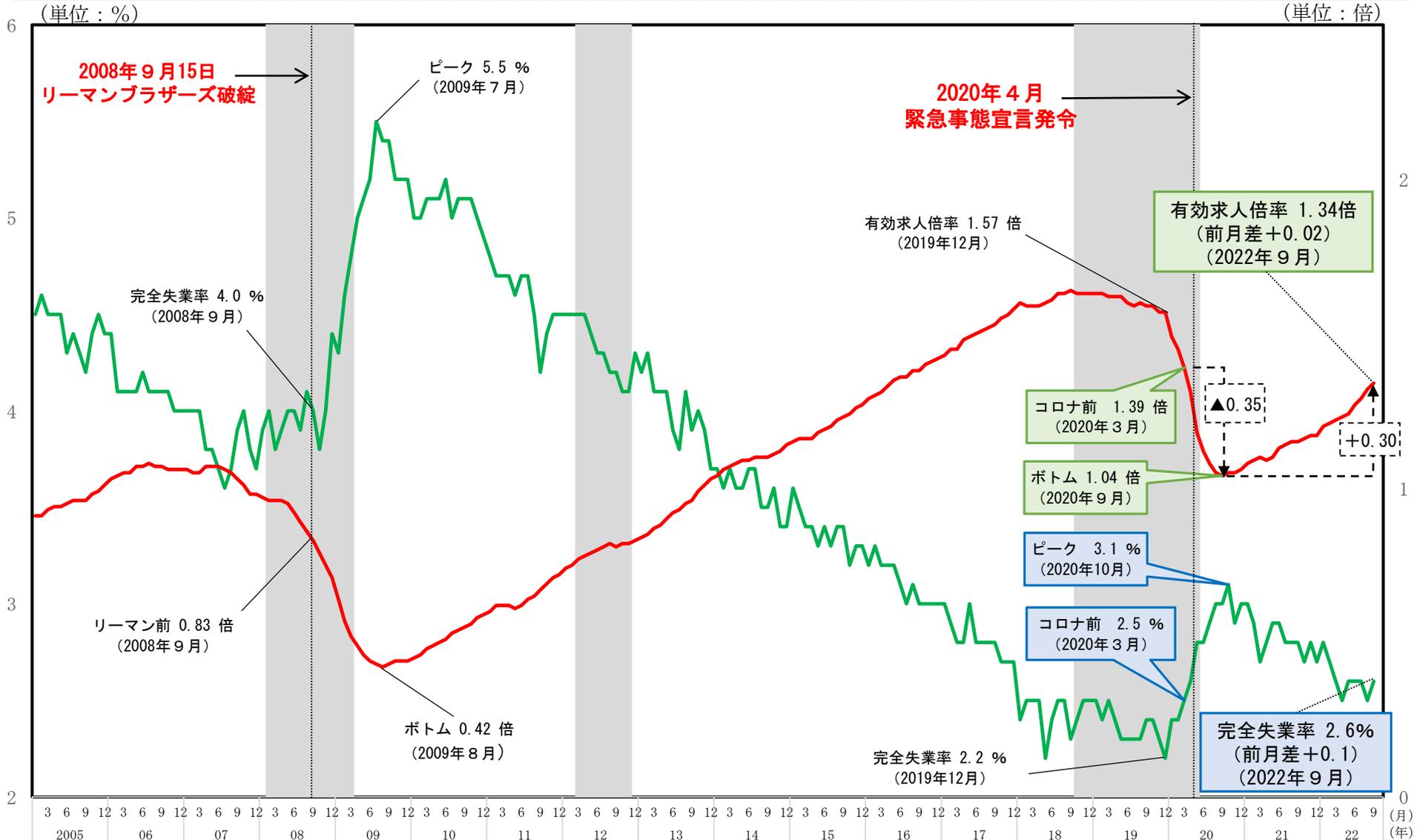
- 各地域の雇用情勢に関する事
- 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事
- 各地域における関係機関の連携に関する事
- 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事
- 各種出向支援策に関する事



現下の雇用情勢と人手不足感等について

現在の雇用情勢について

- 現在の雇用情勢は、求職者が引き続き高水準にあるなど、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直している。
新型コロナウイルス感染症や物価上昇が雇用に与える影響に留意する必要がある。
- なお、リーマン・ブラザーズの経営破綻（2008年9月15日）後には、完全失業率は10か月で4.0%→5.5%にまで悪化し、有効求人倍率は11か月で0.83倍→0.42倍に低下した。

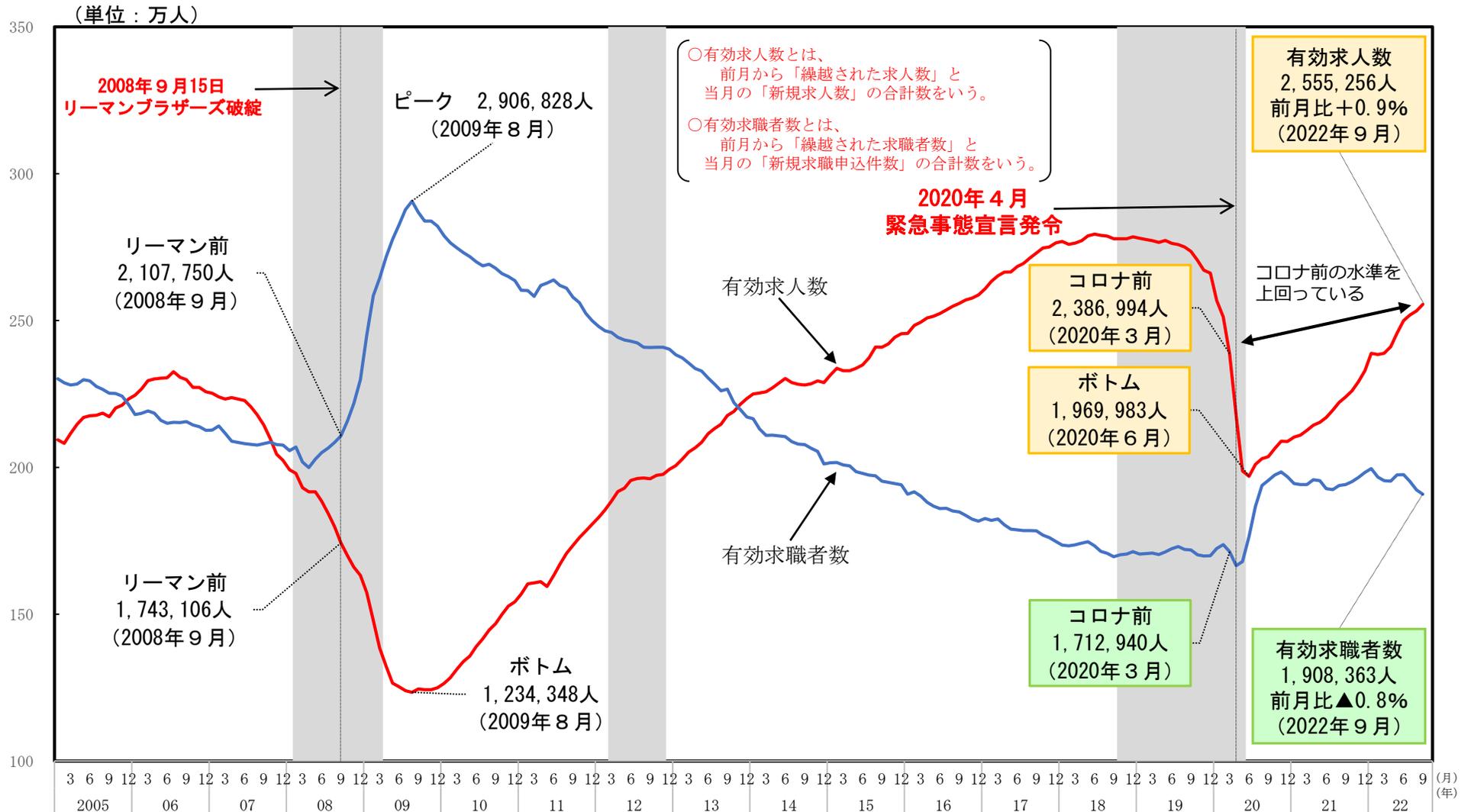


(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成

(注) 完全失業率及び有効求人倍率は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。

有効求人人数や有効求職者数の動向について

- 2022年9月の有効求人人数（季調値）は、前月比0.9%増加と7か月連続の増加となった。水準としては、コロナ感染拡大直前（2020年3月）の水準を上回っており、持ち直しの動きが堅調である。
- 2022年9月の有効求職者数（季調値）は、前月比0.8%減少と3か月連続の減少となった。
都道府県労働局等からは、感染者数の減少により求職活動を再開した者や、物価上昇による家計への影響で、新たに働きに出る者も見られたとの情報もある。

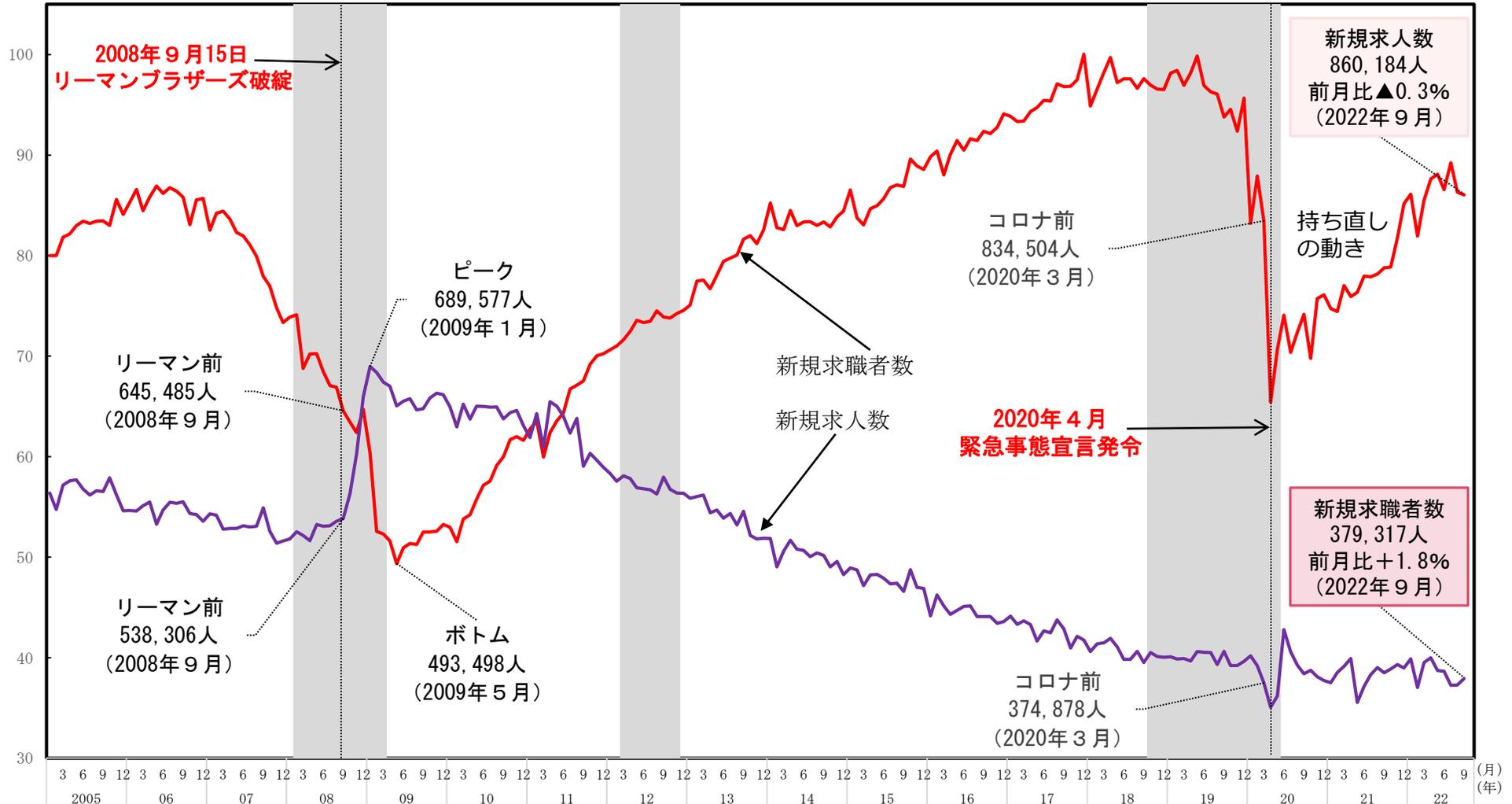


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成
(注) 有効求人人数及び有効求職者数は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。

新規求人数や新規求職者数の動向について

- 2022年9月の新規求人数（季調値）は、前月比で0.3%減少となり、2か月連続の減少となった。3か月移動平均で基調の動きをみると、9月は前月比▲0.2%（8月：▲0.7%、7月：+0.6%）となった。水準としては約86.0万人となり、コロナ感染拡大直前（2020年3月）の水準（約83.5万人）を上回っており、持ち直しの動きが堅調である。
- 2022年9月の新規求職者数（季調値）は、前月比で1.8%増加となり、2か月連続の増加となった。3か月移動平均で基調の動きをみると、9月は前月比▲0.6%（8月：▲1.3%、7月：▲2.3%）となった。

（単位：万人）



（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」により作成
 （注）新規求人数、新規求職者数は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。

業況判断の動向について①（日銀短観9月調査）

○業種別に業況判断D.I.をみると、

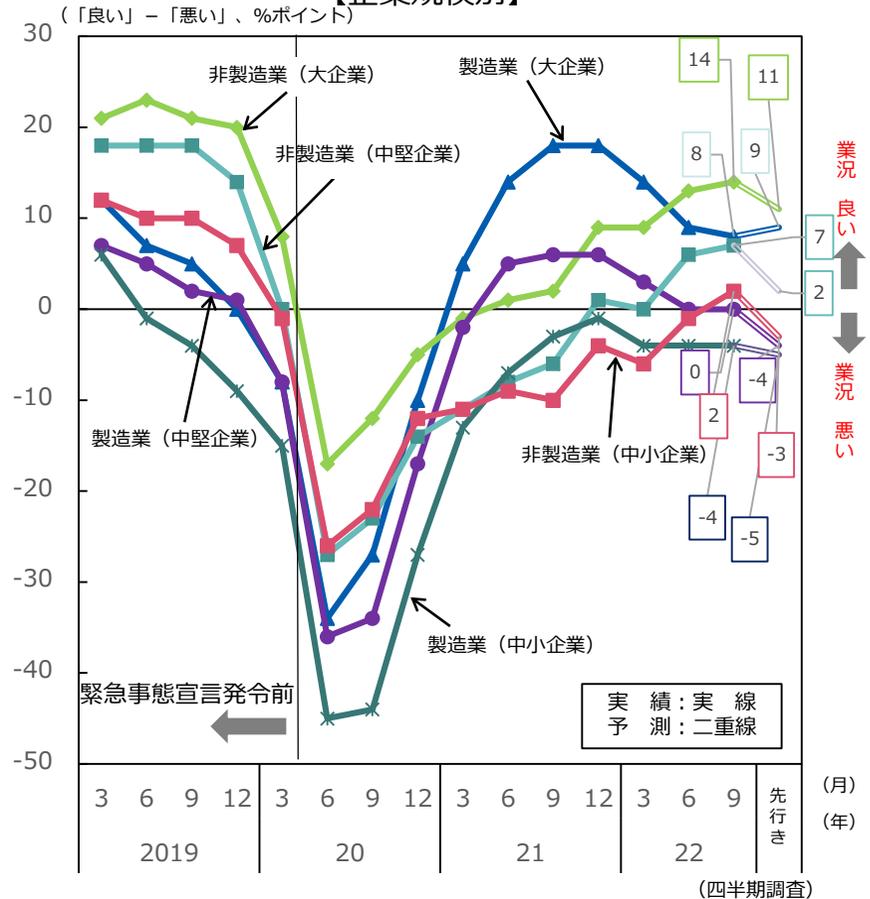
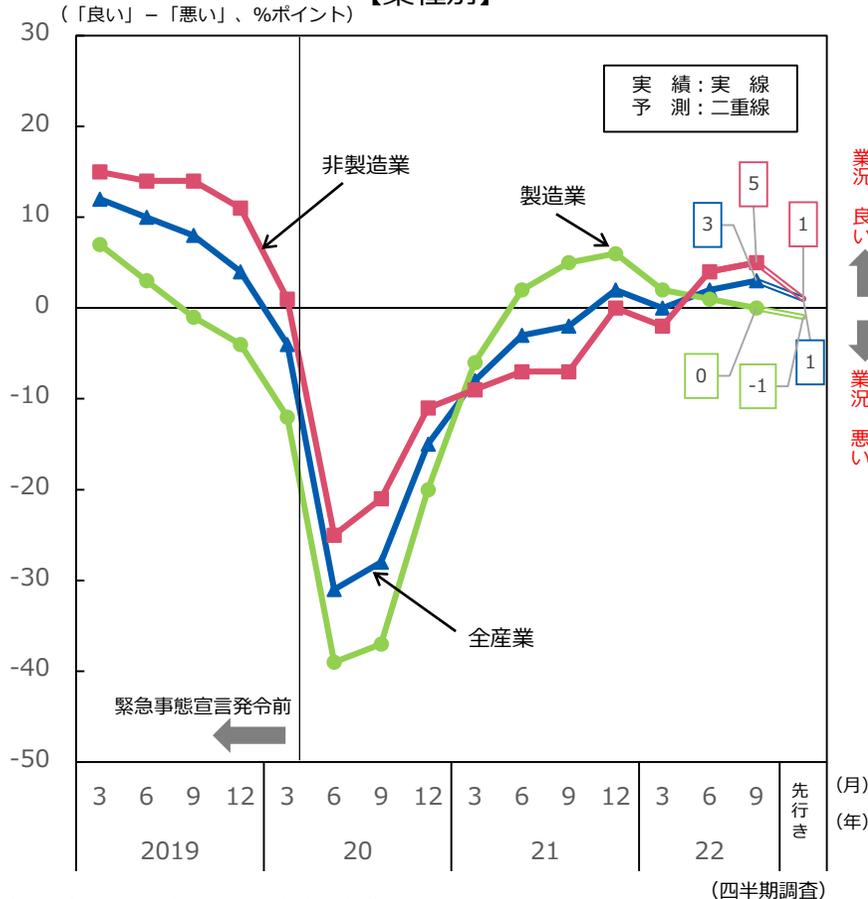
- ・ 製造業は、2022年9月調査で0%ポイントとなっている（先行きは業況判断D.I.の悪化が予測されている）。
- ・ 非製造業は、2022年9月調査で「良い」が「悪い」を上回っている（先行きは業況判断D.I.の悪化が予測されている）。

○企業規模別に業況判断D.I.をみると、

- ・ 製造業（大企業）、非製造業（大企業、中堅企業、中小企業）は、2022年9月調査で「良い」が「悪い」を上回っている。
- ・ 製造業（中堅企業）は、2022年9月調査で0%ポイントとなっており、製造業（中小企業）は、2022年9月調査で「悪い」が「良い」を上回っている。

【業種別】

【企業規模別】



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
 ※企業規模の分類は、次の通り 大企業：10億円以上 中堅企業：1億円以上10億円未満 中小企業：2000万円以上1億円未満

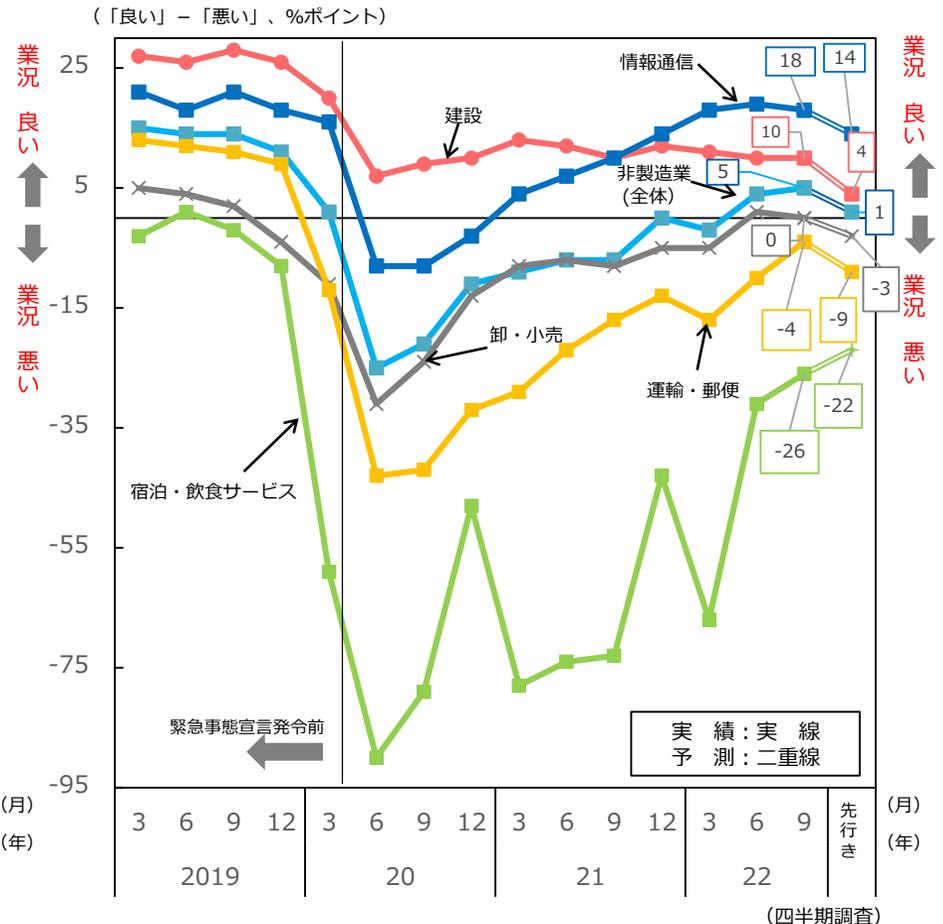
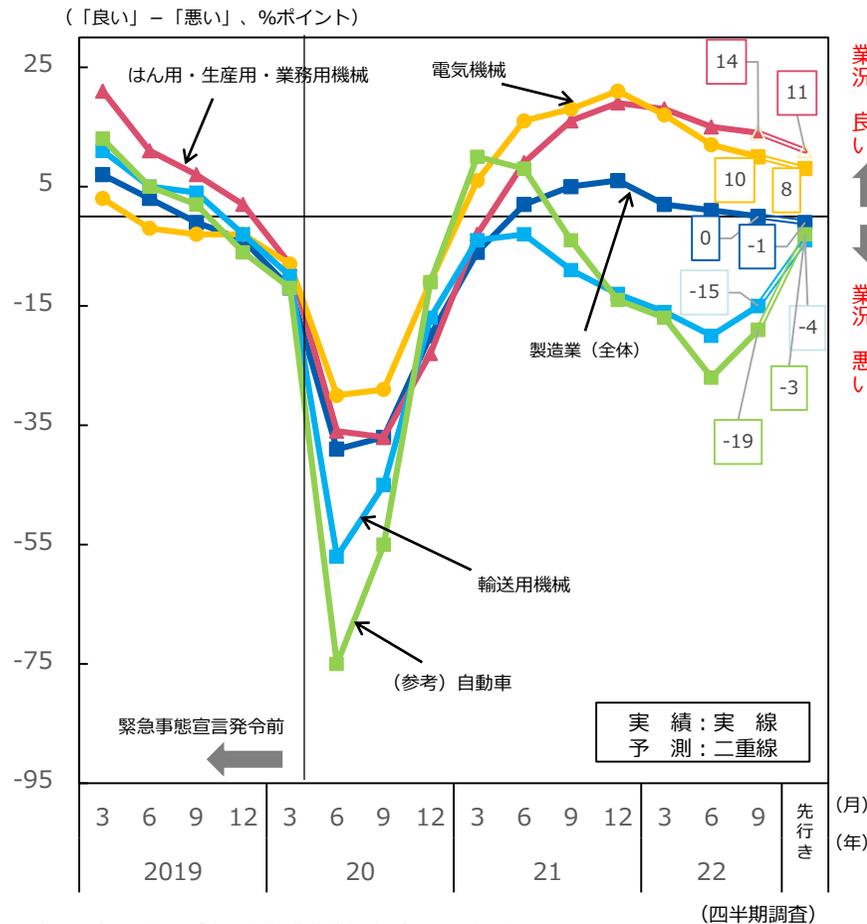
業況判断の動向について②（日銀短観9月調査）

○より詳細な業種別に業況判断D.I.をみると、

- ・製造業は、2022年9月調査において、「はん用・生産用・業務用機械」「電気機械」で「良い」が「悪い」を上回っている一方、「輸送用機械」「自動車」では「悪い」が「良い」を上回っている。
- ・非製造業は、2022年9月調査において、「情報通信」「建設」で「良い」が「悪い」を上回っている一方、「卸・小売」は0%ポイントとなっており、「宿泊・飲食サービス」「運輸・郵便」では「悪い」が「良い」を上回っている。

【製造業】

【非製造業】



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

雇用人員判断の動向について①（日銀短観9月調査）

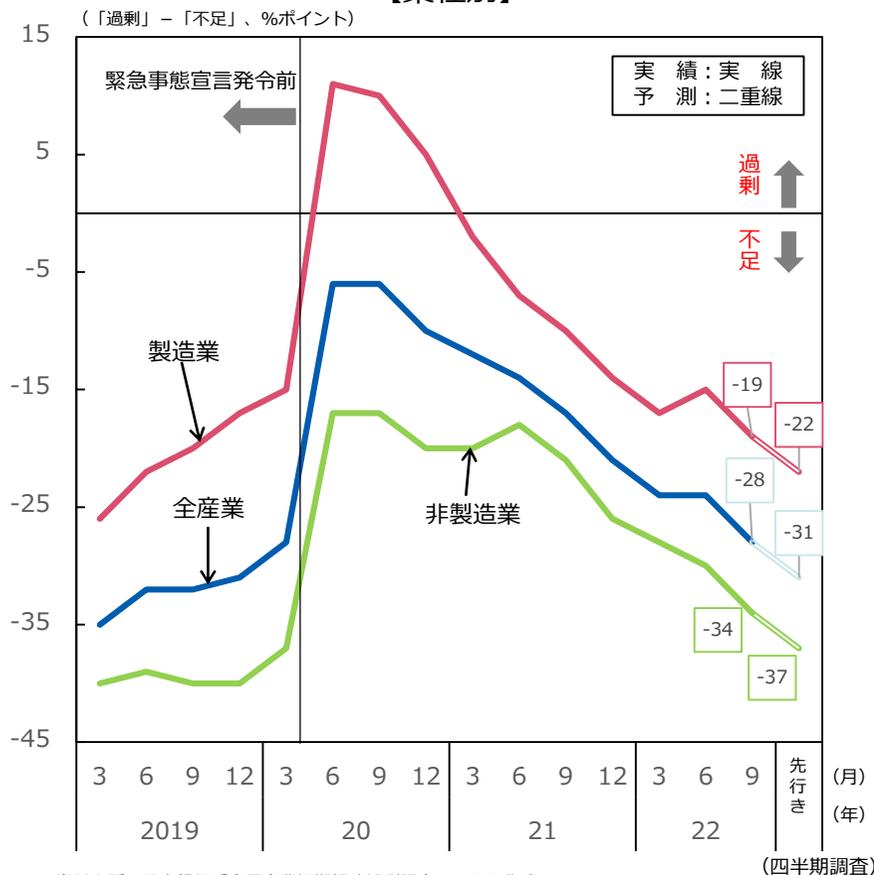
○業種別に雇用人員判断D.I.をみると、

- ・製造業は、2021年3月調査以降は「不足」が「過剰」を上回っている。
- ・非製造業は、製造業と比べて人手不足感が高くなっており、足下でも、更なる人手不足感の高まりが予測されている。

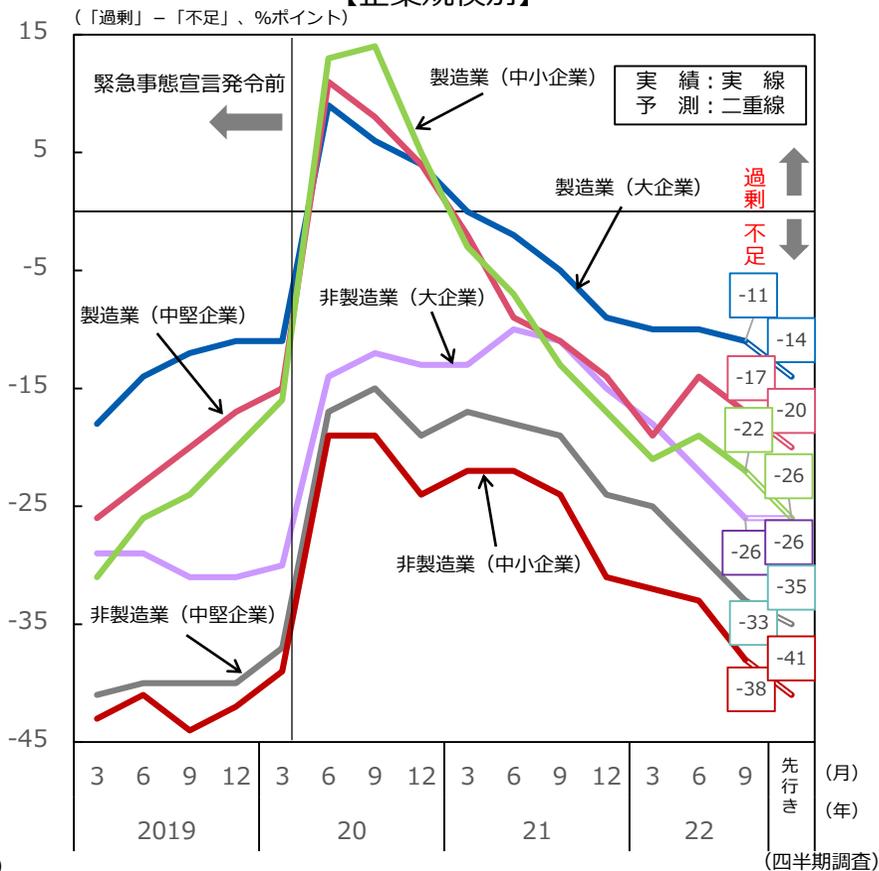
○企業規模別に雇用人員判断D.I.をみると、

- ・足下では、いずれの規模も、製造業・非製造業ともに「不足」が「過剰」を上回っており、その多くで、今後更なる人手不足感の高まりが予測されている。

【業種別】



【企業規模別】



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

※企業規模の分類は、次の通り 大企業：10億円以上 中堅企業：1億円以上10億円未満 中小企業：2000万円以上1億円未満

雇用人員判断の動向について②（日銀短観9月調査）

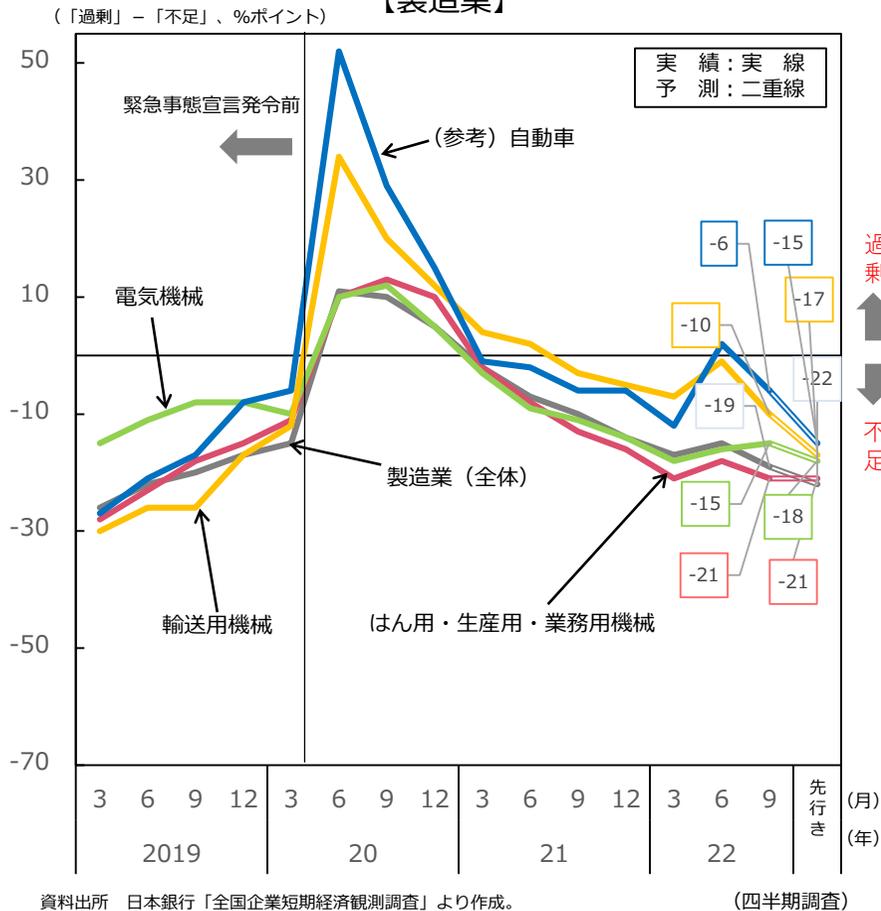
○製造業の雇用人員判断D.I.をみると、

- ・「輸送用機械」は、2020年6月調査で「過剰」が「不足」を大きく上回ったものの、その後、過剰感が徐々に解消し、2021年9月調査以降は「不足」が「過剰」を上回り、足下では、更なる人手不足感の高まりが予測されている。

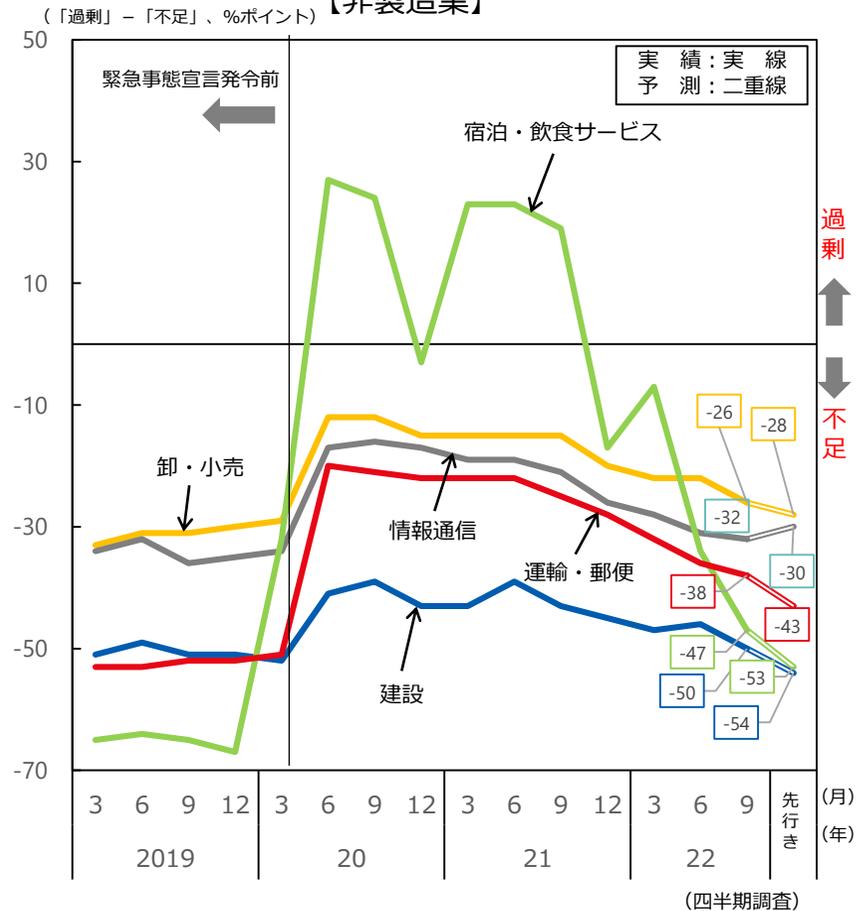
○非製造業の雇用人員判断D.I.をみると、

- ・「宿泊・飲食サービス」は、2021年12月調査以降は「不足」が「過剰」を上回り、足下では、更なる不足感の高まりが予測されている。

【製造業】



【非製造業】



12月以降通常制度とするとともに、業況が厳しい事業主については、一定の経過措置（支給要件の緩和、日額上限・助成率を通常制度よりも高率とする等）を設ける。

雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）（※1）

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年1月	令和5年 2～3月
中小企業	原則的な措置 （※2、5）	<u>4/5(9/10)</u> 8,355円	<u>2/3</u> 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	<u>4/5(10/10)</u> 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主(※6)(経過措置)	-	<u>2/3(9/10)</u> 9,000円	-
大企業	原則的な措置 （※2、5）	<u>2/3(3/4)</u> 8,355円	<u>1/2</u> 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	<u>4/5(10/10)</u> 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主(※6)(経過措置)	-	<u>1/2(2/3)</u> 9,000円	-

（※1）令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

（※2）生産指標が前年同期比（令和5年3月までは、令和元～4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少している事業主。なお、令和4年12月以降に対象期間が1年を超える事業主については業況を再確認する。

（※3）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

（※4）生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

（注1）注釈中の下線部は経過措置。

（注2）政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

休業支援金等

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年3月
中小企業	原則的な措置	<u>8割</u> 8,355円	<u>6割</u> 8,355円
	地域特例(※8)	<u>8割</u> 8,800円	-
大企業 (※7)	原則的な措置	<u>8割</u> 8,355円	<u>6割</u> 8,355円
	地域特例(※8)	<u>8割</u> 8,800円	-

（※5）令和4年12月～令和5年3月について、※2の措置のほか、以下の措置を講じる。

・クーリング期間制度（直前の対象期間満了日の翌日から1年経過するまで新たに受給できない制度）を適用しない。

・クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。

・その他、申請書類の簡素化等の特例を継続する。

・これまでコロナ特例を利用せず、令和4年12月以降の休業等について新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行う。

（※6）生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。

（※7）大企業はシフト制労働者等のみ対象。

（※8）休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ（左記※3）。

なお、地域特例については月単位での適用とする。

（例）5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象）

産業雇用安定助成金の活用状況等について

厚生労働省職業安定局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

産業雇用安定助成金 出向実施計画届受理状況①

概要

- 産業雇用安定助成金の出向実施計画届受理件数は、
制度創設の令和3年2月5日から令和4年9月30日時点までに
出向労働者数 : **16,219人**
出向元事業所数 : **1,515事業所**
出向先事業所数 : **2,439事業所** となっている。

提出月別

- 出向労働者数を提出月別で見ると、制度創設時の令和3年2月以降、月あたり1,000人台で推移。
- 緊急事態宣言期間が終了した令和3年10月以降、徐々に減少し、月あたり500人前後で推移。
- 令和4年度に入ってさらに減少傾向が進み、月あたり300人前後で推移している。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2'	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	1,852	1,866
R3'	2,728	1,177	1,704	1,206	665	975	640	585	597	497	575	1,143	12,492
R4'	544	299	280	250	210	278	-	-	-	-	-	-	1,861

(人)

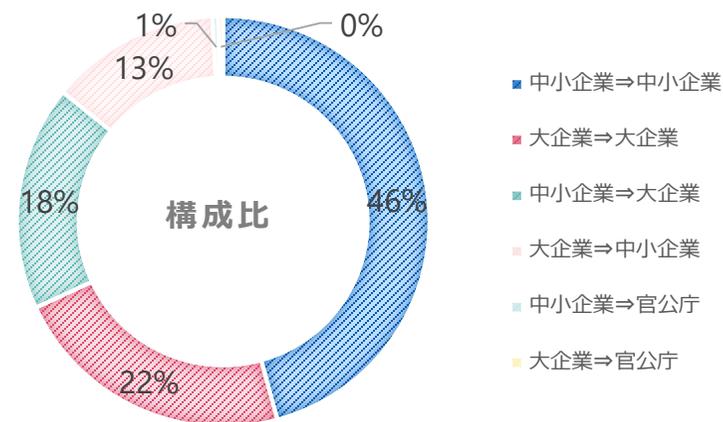
産業雇用安定助成金 出向実施計画届受理状況②

企業規模別

- 企業規模別に見ると、出向元・出向先ともに中小企業の方が多く、出向元における中小企業割合は63.9%、出向先における中小企業割合は59.1%となっている。
- 中小企業⇒中小企業が最多の7,423人（45.8%）、以下、大企業⇒大企業3,625人（22.4%）、中小企業⇒大企業2,876人（17.7%）、大企業⇒中小企業2,162人（13.3%）

(人)

出向先 \ 出向元	大企業	中小企業	計
大企業	3,625	2,876	6,501
中小企業	2,162	7,423	9,585
官公庁	64	69	133
計	5,851	10,368	16,219

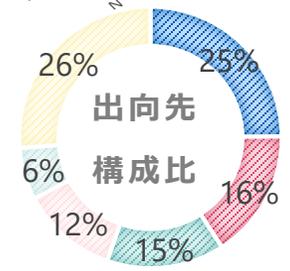
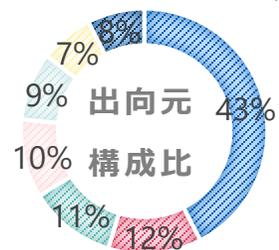


産業雇用安定助成金 出向実施計画届受理状況③

産業別

- 産業別に見ると、出向元の最多は運輸業・郵便業（6,889人）、出向先の最多はサービス業（他に分類されないもの）（4,035人）、出向成立の最多は運輸業・郵便業⇒サービス業（他に分類されないもの）（1,845人）、異業種への出向割合は62.4%
- 出向元は上位6業種で全体の約92.5%、出向先は上位5業種で全体の約73.7%を占めている
- 出向元> 出向先（主な業種） H：運輸業・郵便業、M：宿泊業、飲食サービス業、N：生活関連サービス、娯楽業

(人)



- H: 運輸業・郵便業
- E: 製造業
- M: 宿泊業、飲食サービス業
- N: 生活関連サービス、娯楽業
- R: サービス業（他に分類されないもの）
- I: 卸売業、小売業
- ほか

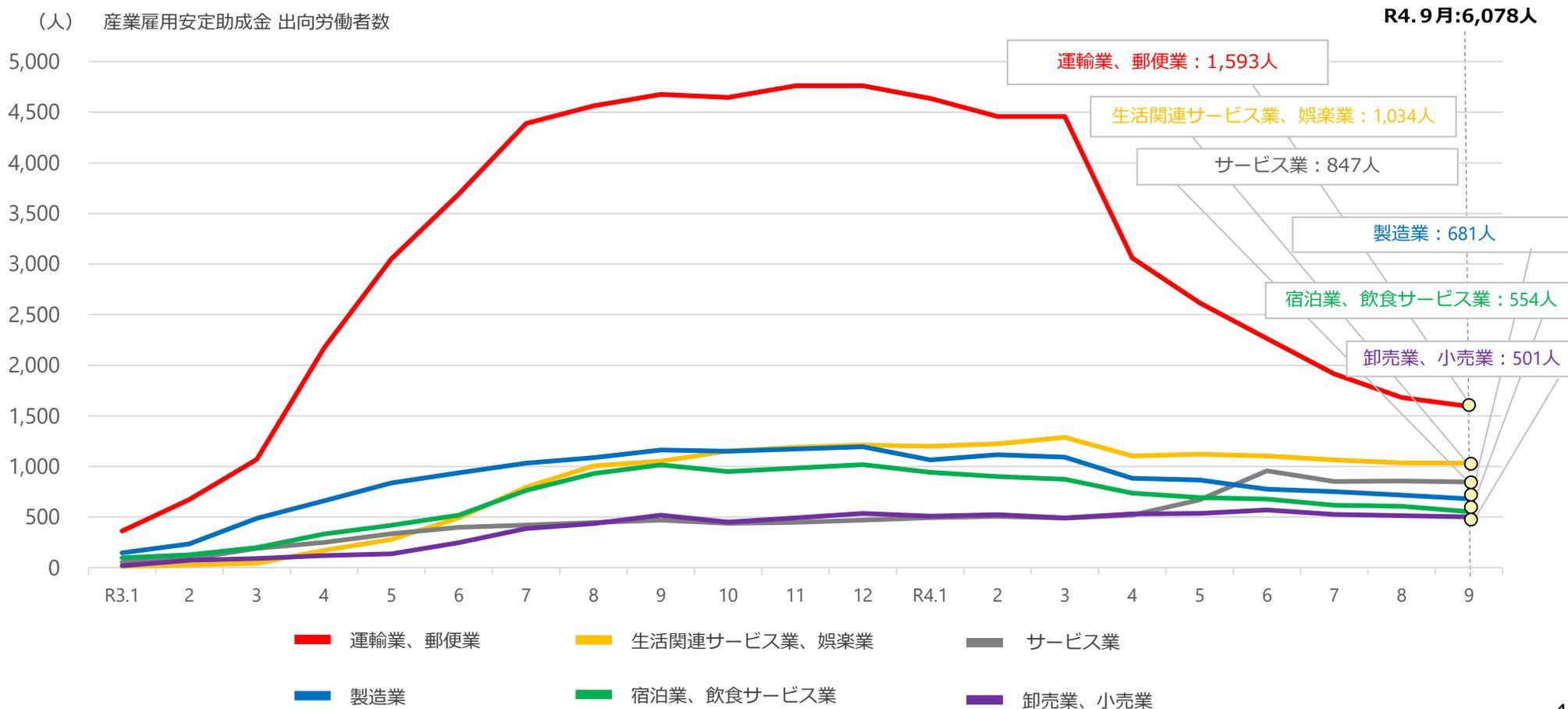
- R: サービス業（他に分類されないもの）
- E: 製造業
- I: 卸売業、小売業
- H: 運輸業・郵便業
- M: 宿泊業、飲食サービス業
- ほか

産業雇用安定助成金 出向実施計画届受理状況④

出向月別

▶ 計画届に記載された出向労働者の出向期間の推移を月別に見ると、令和4年9月の出向労働者は6,078人であり、その内訳を主な出向元の産業分類別に見ると、最多は①運輸業、郵便業（1,593人）、以下、②生活関連サービス業、娯楽業（1,034人）、③サービス業（他に分類されないもの）（847人）、④製造業（681人）、⑤宿泊業、飲食サービス業（554人）、⑥卸売業、小売業（501人）と続く。

(人) 産業雇用安定助成金 出向労働者数



産業雇用安定助成金 出向実施計画届受理状況⑤

出向元：のべ出向日数上位5社

	事業所名	産業分類（大分類）	のべ出向日数 ^(日)	送出人数 ^(人)	1人当たり平均日数 ^(日)
1	A社	運輸業、郵便業	495,325	1,219	406
2	B社	生活関連サービス業、娯楽業	297,197	428	694
3	C社	サービス業（他に分類されないもの）	216,210	462	468
4	D社	運輸業、郵便業	129,089	239	540
5	E社	運輸業、郵便業	118,888	289	411

出向先：のべ出向日数上位5社

	事業所名	産業分類（大分類）	のべ出向日数 ^(日)	受入人数 ^(人)	1人当たり平均日数 ^(日)
1	F社	運輸業、郵便業	224,427	536	419
2	G社	サービス業（他に分類されないもの）	215,824	670	322
3	H社	サービス業（他に分類されないもの）	138,890	190	731
4	I社	サービス業（他に分類されないもの）	124,104	336	369
5	J社	卸売業、小売業	122,706	201	610

在籍型出向活用企業へのアンケート結果について

在籍型出向の評価について出向元企業、出向先企業それぞれへアンケートを行った結果（令和4年6月実施）

○ 出向元企業 回答率62.6%（573社／916社）

	①評価できる	②やや評価できる	③やや評価できない	④評価できない
回答率	77.7%	17.6%	4.0%	0.7%
計	95.3%			

上記で①または②と回答した方からの評価できる理由（複数選択）

	①出向労働者の労働意欲の維持・向上につながるため	②出向労働者のキャリア形成・能力開発につながるため	③出向期間終了後、出向労働者が自社に戻ってくるのが確実であるため	④出向労働者への刺激になり自社の業務改善や職場活性化に期待できるため
回答率	54.8%	54.9%	52.0%	51.5%

○ 出向先企業 回答率56.7%（110社／194社）

	① 評価できる	② やや評価できる	③ やや評価できない	④ 評価できない
回答率	62.7%	35.5%	1.8%	0%
計	98.2%			

上記で①または②と回答した方からの評価できる理由（複数選択）

	①人手不足が解消され自社の従業員の業務負担を軽減できるため	②社会人としての基礎スキルや職務に必要な職業能力を持った人材を確保できるため	③自社の従業員への刺激になり業務改善や職場活性化を期待できるため	④新たに採用するよりも人材育成のコストを抑制できるため
回答率	75.0%	50.9%	38.9%	31.5%

地域在籍型出向等支援協議会の開催状況について

厚生労働省職業安定局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域在籍型出向等支援協議会 開催状況

概要

令和3年度下半期に、以下を主要テーマとした第2回地域在籍型出向等支援協議会を各都道府県で開催

- 各構成員の役割及び企業情報集約スキームの明確化
- 出向活用企業（出向元・出向先）、出向労働者に対するアンケート及びヒアリング結果を踏まえた事例の共有・横展開

開催月	都道府県
R3.9月～10月	栃木、佐賀、大阪、福岡
R3.11月	長崎、兵庫、神奈川、愛媛、埼玉、熊本、宮城
R3.12月	山口、高知、沖縄、石川、香川、新潟、岐阜、北海道、宮崎、秋田、東京、大分、奈良、岡山、島根、茨城
R4.1月	福島、広島、鹿児島、岩手、青森、富山、和歌山、京都、静岡、千葉
R4.2月	滋賀、山形、三重、山梨、愛知、群馬、鳥取、徳島
R4.3月	福井、長野

第2回地域在籍型出向等支援協議会における主な意見①

機関	内容
経済団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍型出向は、企業の新たな成長の糸口になるのではないかと、一時的な雇用維持だけでなく、将来の成長に繋がるということを関係者、出向元、出向先が意識して、従業員のモチベーションを上げていくことが重要。 ・ 在籍型出向を理解している企業が極めて少なく、制度を知らない、利用する気がない企業が大多数である。出向元と出向先との事前準備に多くの労力を要する割に出向期間が短いことも浸透しない原因の一つではないか。また、出向労働者が出向先に転職してしまい、優秀な人材を手放すことになってしまうのではと不安を抱く事業主もいる。 ・ 在籍型出向制度は有用であるが、積極的な活用が図られているとは言い難い。その一因として、制度の周知不足と就業規則の改定や労働者の個別同意、出向契約の締結など、手続きの煩雑さ・負担感がある。助成金等の支援策や、復帰後の労働者の処遇などがイメージできる先事例の紹介など、関係機関と連携し、取組を一層強化することが重要。 ・ 在籍型出向は、休業による雇用維持よりも人材の有効活用・能力活用をして経済活動を活性化させるという観点から、大変有意義な仕組み。コロナ禍での雇用維持以上に有意義な効果も見られるため、産業雇用安定助成金の要件を大幅に緩和したり、雇用維持とは別の目的でも活用できるような仕組みが出来れば更なる活用に繋がると思う。 ・ 難しいかもしれないが、助成金手続きの簡素化を検討して欲しい。 ・ 雇用調整助成金特例の度重なる延長により、従業員を休業させる方が手続き的にも慣れており手軽なため、不慣れな在籍型出向をあえて利用する選択肢は少ないと考える。 ・ 会員企業を対象に雇用に関するアンケートを実施したところ、労働力が不足していると回答した企業が全体の72%、労働力に過不足はないと回答した企業が26%、雇用を維持することが厳しいと回答した企業が2.2%だった。 ・ 事例集があれば企業に紹介することもでき、在籍型出向が促進するのではないかと。 ・ コロナ禍における打開策にとどまらず、ポストコロナ社会に向けた何か新しい仕事の形や働き方につながれば良い。 ・ 出向者のフォローが非常に重要であり、出向前の本人への説明、出向後のフォローが大切。出向者に対する対応をしっかりしないと、出向者が自身を余剰人員と感じてしまうことも考えられる。スキルアップに繋がること、企業に更なる貢献ができること等を説明し、本人に理解・納得させることが重要。出向者本人の気持ちになって対応していけば、良い制度であり上手く行くと思う。 ・ 在籍型出向は、企業や労働者を成長させるため、新しい産業にシフトするためということで成り立つ話だと思う。人が余っているから不足する企業に単純に人を物のごとく送り出しても、ひとつのリストラだとみなされるリスクが非常に高く、出向労働者に対する精神的なケアが非常に重要。

第2回地域在籍型出向等支援協議会における主な意見②

機関	内容
労働団体	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正により、企業グループ内出向も産業雇用安定助成金の助成対象となったことは評価。 ・働く者が安心して就労できる雇用維持のスキームとして、在籍型出向の更なる活用に期待。出向先で働くことが労働者の労働意欲の維持向上やスキルの向上にもつながっており、出向元に戻った時に出向先での経験を活かせる可能性もあることから、企業側、働く側双方にメリットのある制度である。一方で、コロナ禍では異業種への出向となるケースも多いと思われるが、当事者にとっては不安感や抵抗感があると思うので、送出企業には出向の目的や意義を明確にするなど丁寧な対応をお願いしたい。 ・雇用調整助成金の特例措置の方が利用しやすいため、休業による雇用維持を図る企業が多く、送出を希望する企業が少ない。 ・出向労働者に対するケアの事例を横展開してほしい。 ・精神的な負担を軽減させることは重要で、送出・受入企業とのマッチングの時点で一定解消できる部分もあり、送出時のヒアリング等を充実させる必要。また、人材育成を目的とする在籍型出向が果たして手段として良いのかは疑問が残る。企業の中で人を育てていくことが第一義的であり、視野を広げるといった面もあるが人材育成ありきでの在籍型出向は観点が違うと考える。
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍型出向があまり進まない理由としては、雇用調整助成金のコロナ特例等で休業させている事業者が多いことや、コロナ禍の先行きが見通せないことから柔軟に復帰させることが難しくなる出向を躊躇するケースもあるということも聞いている。 ・企業からの声としては、先行き不透明感がぬぐえずに社員を外に出すことについてなかなか決断できない、就業規則の改正手続きや労務管理に手間が掛かる、労使合意などの社内調整のハードルが高い、企業秘密の流出に対する不安等を懸念されているケースがある。
産業雇用安定センター	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチング不成立となる理由として、①賃金条件が一致しない、②出向先の勤務体制が条件と合わない、③出向労働者の合意が取れないケースが多い。 ・企業訪問等により感じた在籍型出向制度の認知度は約半々という印象。また、制度を認知している企業のうち、雇用調整助成金を利用し続けるという企業が8割という状況。 ・在籍型出向に関する企業認知度が低く、ネガティブなイメージを持っている。雇用調整助成金があるのになぜわざわざ社員を出向させる必要があるのかという意見もある。在籍型出向の意義を、単に雇用維持目的と捉えるのではなく、将来を見据えた、労働者にも企業にも働き方やキャリアを形成するためのチャンスと捉えて欲しいのだがなかなか浸透しない。 ・送出企業について、関心はあるものの最終的な意思決定ができない企業が多い。この要因の一つは、コロナ禍において先が見通せない、人員計画が立てられないということが大きな要因。二つ目は、事業主の出向に対するネガティブなイメージや従業員に対しての打診・同意の難しさを感じられる方が多い。

第2回地域在籍型出向等支援協議会における主な意見③

機関	内容
社会保険労務士会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用調整助成金の助成水準が縮減されれば、活用が増えるのではないか。 ・ 雇用調整助成金の活用で耐えている企業が多いと分析している。 ・ コロナ禍の雇用維持に限らず在籍型出向は活用できるのではないか。メンバーシップ型からジョブ型雇用に移行するにあたり、一足飛びにジョブ型へ移行するのは難しい。能力開発についても、技術進歩が早く、OJTにより自社で人材を育てていくことが難しい状況。関連先の先進企業に若い人材、意欲のある人材を送り出し、そこでノウハウを付けてもらって、会社に持ち帰ってもらう。不況業種から成長産業への人材移動ではないが、目的を広げることによって活用が進むのではないか。
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍型出向のニーズは確実にあると感じている。 ・ 雇用調整助成金を利用している間は、在籍型出向を案内しても反応が鈍い。 ・ 地域金融機関は多くの取引先を有しており、取引先からいろいろな悩み事や相談を受ける立場にある。周知面では、地域金融機関を活用することが有益ではないか。また、ゼロゼロ融資と言われる国内融資を利用している企業に案内することも有益ではないか。 ・ 在籍型出向があまり進まないのは、金融支援が非常に多いからではないか。運転資金、無利子の融資等のほか、諸々支援金がある中で倒産企業は減っているので、在籍型出向までは必要とされていない。顧客の話聞いても支援慣れしているところが見え隠れする。
その他機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業庁で進めている事業再構築補助金の活用による取組は、中堅を目指す前向きな企業に対して自社になかった今までと違うノウハウ・人材が必要になってくるので、在籍型出向を活用できるチャンスではないか。 ・ 現状、雇用調整助成金が活用されているため在籍型出向が進まないのでは。しかしながら、アンケート結果を見ると、在籍型出向のメリットも出向元・出向先・出向労働者共に三方良しとなっている。必ず本制度の方が使い勝手が良いと思う企業があるはずなので、そういった企業に当たれるかどうか。また、元々取引関係のある企業同士の出向が46%と約半数を占めていることから、最終判断を行う各企業の経営者にこの制度が刷り込まれていることが重要だと思う。

各地域における在籍型出向活用促進に向けた取組①

区分	取組事項	実施地域
周知・広報	1 出向セミナー・相談会等の開催	北海道、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、 富山 、 石川 、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、 京都 、大阪、 奈良 、 和歌山 、鳥取、島根、岡山、広島、 山口 、 徳島 、 香川 、 愛媛 、高知、福岡、佐賀、 長崎 、熊本、大分、鹿児島、 沖縄
	2 雇用調整助成金活用企業への周知 (支給決定通知書にリーフレット同封など)	北海道、 青森 、 秋田 、福島、 栃木 、 群馬 、 埼玉 、 千葉 、 東京 、新潟、 石川 、福井、山梨、長野、静岡、 三重 、 京都 、 大阪 、 兵庫 、 奈良 、和歌山、鳥取、島根、 岡山 、 広島 、 山口 、 徳島 、 愛媛 、高知、福岡、 佐賀 、 長崎 、熊本、 大分 、宮崎、鹿児島、 沖縄
	3 在籍型出向の活用が見込まれる業界団体等への訪問	北海道、 岩手 、山形、福島、 栃木 、 群馬 、 千葉 、 神奈川 、新潟、 富山 、長野、静岡、 京都 、 兵庫 、 奈良 、鳥取、 山口 、 徳島 、 香川 、 愛媛 、高知、福岡、佐賀、 長崎 、熊本、大分、宮崎、鹿児島、 沖縄
	4 地域協議会構成機関が主催する会議等における制度周知	北海道、 青森 、山形、茨城、群馬、 栃木 、 千葉 、 東京 、 神奈川 、新潟、長野、滋賀、 大阪 、 兵庫 、 奈良 、和歌山、鳥取、 愛媛 、高知、福岡、佐賀、 長崎 、熊本、大分、宮崎、鹿児島
	5 マスコミ・SNS・メルマガ・広報誌を活用した情報発信	北海道、山形、 福島 、 栃木 、 東京 、石川、 山梨 、静岡、愛知、滋賀、鳥取、 愛媛 、福岡、佐賀、 長崎 、熊本、大分、宮崎、鹿児島
	6 ハローワーク事業所担当窓口での周知	青森 、岩手、 栃木 、 埼玉 、 東京 、 石川 、 福井 、山梨、静岡、 大阪 、 奈良 、 和歌山 、 愛媛 、 福岡 、 佐賀 、 長崎 、 沖縄
	7 労働局が主催する会議等における制度周知	岩手、 宮城 、 栃木 、 群馬 、 埼玉 、新潟、長野、 島根 、 広島
	8 都道府県庁内業所管部局への情報提供	群馬 、 愛知
	9 在籍型出向活用促進動画の作成	香川

※赤字は各地域において、R3年度下半期に開催した第2回地域在籍型出向等支援協議会後に実施した取組

各地域における在籍型出向活用促進に向けた取組②

区分	取組事項	実施地域
マッチング支援	10 雇用調整助成金活用企業等への在籍型出向活用希望ニーズ調査の実施	北海道、岩手、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、 京都 、 大阪 、 奈良 、鳥取、 島根 、岡山、広島、山口、 徳島 、香川、愛媛、高知、 福岡 、佐賀、 大分 、宮崎
	11 マッチングサイトの開設・運営	北海道、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、山梨、長野、岐阜、静岡、 京都 、兵庫、岡山、 愛媛 、長崎、沖縄
	12 専門家（社会保険労務士等）による相談支援	宮城、秋田、山形、富山、三重、滋賀、 京都 、兵庫、鳥取、岡山、山口、香川、福岡、佐賀、長崎、 熊本
	13 在籍型出向専用相談窓口・電話の設置	千葉、東京、 京都 、鳥取、 山口 、佐賀、熊本
	14 送出企業と受入企業によるマッチング会	香川 、 佐賀 、 長崎
その他	15 在籍型出向モデルケースへの重点支援	宮城
	16 補助金（産業雇用安定助成金上乗せ）の創設	富山、 石川 、岐阜、長崎
	17 労働局内に「出向プロジェクトチーム」を設置	鳥取、 佐賀
	18 産業雇用安定センター・都道府県・労働局による連携協定の締結、情報交換会議の定期開催等	山形、 栃木 、佐賀、 宮崎
	19 産業雇用安定センターによるハローワーク職員向け研修の実施	福岡 、長崎

※赤字は各地域において、R3年度下半期に開催した第2回地域在籍型出向等支援協議会後に実施した取組

在籍型出向を活用した方の声

【出向を行った感想・良かったこと】

《卸売業、小売業(土産物販売、飲食)⇒ 卸売業、小売業(フルーツ販売、飲食、洋菓子製造)》

- **出向労働者の提案を受け、来年春に自社にて出向先監修の新メニュー（パフェ）を開発・販売することが決定した。**元々スイーツ部門を立ち上げたいと思っていたので、とてもいいきっかけとなった。
- **出向から戻ってきた際には、商品開発のリーダーになってほしいと伝えてある。**
《教育、学習支援業(施設・設備の管理全般)⇒ サービス業(他に分類されないもの)(施設の警備、設備メンテナンス)》
- **新しい知識や技術、ノウハウの修得という点での効果を期待している。出向期間終了後に復帰した際には、出向先で得た知識やノウハウを活かして、施設警備や設備メンテナンスの職務分野でリーダー的な役割を果たしてもらいたいと思っている。**また、年代の異なる人々との交流から学んだことを大切に、人間としての自分自身の成長につなげてもらいたいと願っている。
《製造業(外視検査、製造機械オペレーション等)⇒ 製造業(精密組立)》
- **精密な組立業務は未経験であったが、新たに微細組立の事業に進出できる可能性が出てきた。**一流企業の文化、**未経験の業務を経験できるというメリットの方が大きかった。**これによって出向者も、出向をサポートする出向元企業の責任者クラスも開眼する機会を得たと思う。

出向元企業の声

【出向を成功させるために取り組んだこと】

《生活関連サービス業、娯楽業(旅行代理店での事務全般)⇒ 情報通信業(事務補助、HP作成等)》

- **出向者への教育訓練としては、新卒と同様のカリキュラムで、HP作成に関連するデザインソフトの習得をOJT（1～3ヶ月）として行っている。**契約前の調整時点で出向元と今後のキャリア形成を踏まえ業務内容と合わせて協議を行った。**HP作成のスキルは、出向元に戻ってから役にも立つという点で（出向元企業と）一致した。**

出向先企業の声

【出向を通じて得られた職業能力等】

《生活関連サービス業、娯楽業(旅行代理店での事務全般)⇒ 情報通信業(事務補助、HP作成等)》

- **デザイン制作用ソフトの使用にも慣れてきたし、HP作成のスキルは、出向元でも役に立つと考えている。**従来、出向元では、HP作成は外部委託していたが、内作で可能となる。

【出向を経験した感想】

《生活関連サービス業、娯楽業(旅行代理店での事務全般)⇒ 情報通信業(事務補助、HP作成等)》

- **休業が続く中、働きたい、仕事がしたいという気持ちが強かった。**出向に不安はあったが、休業の状態よりも仕事をしている方が充実しており、チャレンジして良かったと思う。他の方にも薦められる。
《卸売業、小売業(土産物販売、飲食)⇒ 卸売業、小売業(フルーツ販売、飲食、洋菓子製造)》
- **同じ組織の中にいるだけでは、固定観念に縛られることが多くなってしまいが、一歩外に出ることで、新たな技術や考え方を知ることができ、刺激を得られた。**
《教育、学習支援業(施設・設備の管理全般)⇒ サービス業(他に分類されないもの)(施設の警備、設備メンテナンス)》
- **警備の規則や手順、機器システムの操作、設備メンテナンスの技術などは必ず役立つと思っている。**

出向労働者の声

地域における取組事項一覧

各地域における取組事項一覧 (1/22)

都道府県	取組事項
1 北海道	<ul style="list-style-type: none"> ○業界団体等への周知・訪問活動238カ所（労働局、産雇セ） 経済商工団体43、業界事業者団体53、中小企業支援機関12、労働団体1、金融機関等32、土業団体等6、行政機関42、ハローワーク19、個別事業者30（以上、再訪を除く） ○雇調金利用企業にリーフ配布（労働局） ○セミナー等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・在籍型出向の新たな助成金制度説明会（労働局、産雇セ、札幌商工会議所） R3.4.15開催、参加者97名 ・「在籍型出向制度」取組事例セミナー（労働局、産雇セ、札幌商工会議所、札幌観光協会） R3.7.27開催、参加者29名 ・全道商工会議所専務理事会議（労働局、産雇セ、北海道商工会議所連合会） R3.5.19開催、参加者45名 ・札幌市内ホテル連絡協議会（労働局、産雇セ） R3.7.12開催、参加者27名 ・小樽商工会議所税制・労働委員会（労働局、産雇セ） R3.11.15開催、参加者14名 ・北海道ソフトウェア事業協同組合例会（労働局、産雇セ） R4.8.4開催、参加者5名 ○SNSを活用した情報発信（労働局） ○電話・訪問等による出向希望調査（労働局、産雇セ） R3.3～R4.9実績：調査件数311件、うち送出希望7、受入希望91 ○「在籍型出向」に関するアンケートの実施（労働局） R4.6実施（郵送法） 対象：318事業所（雇調金特例措置の受給額が多い事業所216、ハローワークへの求人申し込みが多い事業所102） 回答数：170事業所、回答率53.5% ○アンケート回答事業所への対応（労働局、産雇セ） 訪問16、資料送付6（在籍型出向等について知りたいと回答した事業所27） ○産業間マッチング事業（経産局、日本政策金融公庫、北洋銀行） R3.4～R4.3実績：登録27社（送出7、受入20）、マッチング提案15組、成立2組5名 ○短期おしごとサイト（北海道庁） ※短期バイト、出向契約のマッチング R2.5（サイト開設）～R4.8実績：277名マッチング成立
2 青森	<ul style="list-style-type: none"> ○地域協議会構成機関による制度・周知 ○雇調金利用企業に対するリーフ配付による周知・利用勧奨（雇用調整助成金支給決定通知書にリーフ同封） ○労働局ホームページ及び各HWにおける周知

各地域における取組事項一覧 (2/22)

都道府県	取組事項
3 岩手	<ul style="list-style-type: none"> ○HW事業所担当窓口でのリーフ配布（労働局） ○事業主が参集する会議、セミナー等での周知（労働局） 19件 ○企業訪問（労働局、産雇セ） 42件 ○幹部職員による経済団体への訪問 4件 ○マスコミの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ R3.5 在籍型出向等支援協議会(第1回)開催プレスリリース ・ R3.7 地元紙の広告欄に産雇金掲載 ・ R3.8 地元ラジオ局で産雇金について放送 ・ R3.12 在籍型出向等支援協議会(第2回)開催プレスリリース ○雇調金利用企業、求人提出企業へのアンケート調査（労働局） ○説明会（労働局、産雇セ） <ul style="list-style-type: none"> ・ R4.2.21 在籍型出向支援・産業雇用安定助成金等説明会、マッチング会(中止) ・ R4.7.19 在籍型出向制度・産業雇用安定助成金等各種助成金説明会（参加43名）
4 宮城	<ul style="list-style-type: none"> ○産業振興事業団の中小企業応援窓口 zu 専門家を配置（仙台市） <ul style="list-style-type: none"> ・ 出向契約書や関係書類、就業規則の見直し等に対する支援を実施 ○セミナー開催（宮城県庁、労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ R4.2.15 プロフェッショナル人材戦略拠点事業の人材戦略セミナーにおいて在籍型出向について説明 ○人財活躍フラグシップ企業育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進的取組（人財シェア、女性活躍、UIターン等）への支援を通じたモデルケースの創出 ○在籍型出向に関する事業者向けセミナーの開催（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ R4.9.29、R4.10.5 在籍型出向制度、産業雇用安定助成金制度について ※雇用環境・均等室主催の改正育児介護休業法等説明会において説明を実施
5 秋田	<ul style="list-style-type: none"> ○雇調金利用企業、求人提出企業へのアンケート調査（労働局） ○産雇金申請手続き支援（労働局、社労士会） <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者として委嘱を行い、助成金周知・申請手続き支援を実施 ○改正育児・介護休業法オンライン説明会での在籍型出向支援の説明（R4.9.6 参加28社）

各地域における取組事項一覧 (4/22)

都道府県	取組事項
8 茨城	<ul style="list-style-type: none"> ○雇調金利用企業へのアンケート調査（労働局） →相談を希望する22事業所の情報を産雇セに提供 ○茨城県よろず支援拠点のスタッフ間オンライン会議において情報収集の協力依頼（労働局） ○「広域関東de人材シェア！」ポータルサイト（関東経産局） ・R4.8.1時点で31件391名のマッチング成立 ○管内中小企業・小規模事業者へ人材採用状況と人材ニーズについてアンケート調査実施（関東経産局） ○在籍型出向に関するオンライン説明会（関東経産局、東京労働局、産雇セ東京事務所） ・R3.10.13 参加者102名 ○在籍型出向及び産業雇用安定助成金に関する説明 ・R4.5.19～5.27間に8安定所の学卒求人受理説明会において説明（出席者848名）
9 栃木	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用管理改善セミナー（県央・県南・県北）（労働局）R4.11.2、R4.11.7、R4.11.16開催予定 ○「広域関東de人材シェア！」ポータルサイト（関東経産局） ・R4.8.1時点で31件391名のマッチング成立 ○管内中小企業・小規模事業者へ人材採用状況と人材ニーズについてアンケート調査実施（関東経産局） ○在籍型出向に関するオンライン説明会（関東経産局、東京労働局、産雇セ東京事務所） ・R3.10.13 参加者102名 ○業界団体等への周知・訪問活動67カ所（労働局） ・県内の全行政機関25、全商工団体42へ訪問し、産雇金の制度説明と併せ、リーフレット等の備え置きや窓口による広報を依頼。 また、現在、自治体、商工団体の協力を得て、事業主からの相談を直接受けられる相談ブースの設置。 更に、関係機関の主催する会議等での制度周知 ・野木町工場協会役員会（労働局）R4.10.20開催予定。 ・矢板市年末調整説明会（労働局）R4.11.15開催予定。 ・その他市町商工会総会等（労働局）開催日確認中 ・マスコミ、広報誌、メルマガ、Line、HP等を活用した情報発信（行政機関25、商工団体45） ・会員向け郵送時にリーフの同封による制度周知（商工団体27） ○地元金融機関へ訪問による担当者との意見交換 ・県内地方銀行の2行（足利銀行、栃木銀行）から、金融機関から見た企業における在籍出向の活用について意見聴取 ○各助成金活用企業へのアンケート調査（労働局）現在、集計中 ・雇調金活用企業に対するアンケート実施 R4.7月下旬～8月末 1,693件 →相談を希望する事業所へ直接訪問し、制度内容等説明。（9月より2事業所訪問） ・人開金活用企業に対するアンケート実施 R4.8月中旬 156件 ・キャリアアップ助成金活用企業に対するアンケート実施 R4.8月初旬～11月末予定（150件見込み） ○月次情報交換会（労働局、産雇セ）→産雇セの支援企業への同行、制度説明（1事業所） ○相談会開催（労働局） ・合同企業説明会にて、相談ブースの開設 R4.9.9 ・関係機関にて個別相談会開催予定(行政機関、商工団体等約30カ所)

各地域における取組事項一覧 (5/22)

都道府県	取組事項
10 群馬	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関主催会議における制度周知（産雇セ） <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県商工会連合会 オンライン説明会 参加者63社 ・群馬県経営者協会 地区懇談会 <ul style="list-style-type: none"> 東毛地区 参加者12社 伊勢崎地区 参加者8社 桐生地区 参加者23社 前橋地区 参加者21社 西毛地区 参加者28社 ・各商工会議所への説明 ○「広域関東de人材シェア！」ポータルサイト（関東経産局） <ul style="list-style-type: none"> ・R4.8.1時点で31件391名のマッチング成立 ○管内中小企業・小規模事業者へ人材採用状況と人材ニーズについてアンケート調査実施（関東経産局） ○在籍型出向に関するオンライン説明会（関東経産局、東京労働局、産雇セ東京事務所） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.10.13 参加者102名 ○雇用調整助成金支給決定通知書等にリーフ同封（労働局） ○働き方改革推進会議における周知・説明（労働局） ○経営者協会懇話会における周知・説明（労働局） ○大量雇用調整離職者を対象とした面接会において、参加事業所に産雇金の制度と併せて周知・説明（労働局） ○学卒者向け面接会において、参加事業所に産雇金の制度と併せて周知・説明（労働局） ○夏季の季節的雇用を行う事業所（ラフティングおよび土木事業者：20社程度）に対し、冬季営業のスキー場事業者への在籍型出向制度の活用を周知・提案（産雇セ） ○庁内所管部局との情報共有（群馬県庁）
11 埼玉	<ul style="list-style-type: none"> ○「広域関東de人材シェア！」ポータルサイト（関東経産局） <ul style="list-style-type: none"> ・R4.8.1時点で31件391名のマッチング成立 ○管内中小企業・小規模事業者へ人材採用状況と人材ニーズについてアンケート調査実施（関東経産局） ○在籍型出向に関するオンライン説明会（関東経産局、東京労働局、産雇セ東京事務所） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.10.13 参加者102名 ○埼玉県の「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」にて、「雇用の流動性確保」の提言案に盛り込まれた。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 R4.4.27 第2回 R3.9.8 構成機関 埼玉県、埼玉労働局、関東経済産業局 ○雇用対策協議会と共催による事業主向けセミナーにて在籍型出向制度の紹介（予定） <ul style="list-style-type: none"> ・R4.12.5開催（予定）、参加企業担当者500人（予定） ○「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトのリーフレット送付 <ul style="list-style-type: none"> ・雇調金支給決定通知に同封、5,000件

各地域における取組事項一覧 (6/22)

都道府県	取組事項
12 千葉	<ul style="list-style-type: none"> ○「広域関東de人材シェア！」ポータルサイト（関東経産局） <ul style="list-style-type: none"> ・R4.8.1時点で31件391名のマッチング成立 ○管内中小企業・小規模事業者へ人材採用状況と人材ニーズについてアンケート調査実施（関東経産局） ○在籍型出向に関するオンライン説明会（関東経産局、東京労働局、産雇セ東京事務所）・R3.10.13 参加者102名 ○空港内雇用相談窓口「ナリタJOBポート」の開設 <ul style="list-style-type: none"> ・R3.1.12～12.31実績：相談302件、問合せ154件 ・R4.1.1～8.31実績：相談97件、問合せ68件 個人・企業別相談件数は、企業の割合が若干多い R3と比較すると、R4は給付金や助成金に関する相談が減少 ○在籍型出向等支援協議会構成団体及び傘下の協同組合等に対する説明会開催の提案 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成団体に説明会の開催を提案すると共に、傘下にある協同組合の事務局等を訪問し、在籍型出向について説明。併せて参加企業等に対する説明会の開催を提案。 訪問団体数28団体（建設業2、製造業9、運輸業2、卸売業4、小売業1、サービス業2、金融業2、公務1、その他5）。 説明会開催7回。参加人数：131名 ○協議会構成団体以外の組織に対する説明会開催の提案 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体等の紹介により工業団地組合等の事務局を訪問し、在籍型出向について説明。併せて説明会開催を提案。 ・テーマを決めて個別の団体・個別企業等を訪問し在籍型出向の説明を行った。 訪問団体数21団体・企業（建設業1、製造業3、運輸業5、宿泊業1、公務5、その他6）。 ○在籍型出向リーフレットのメールによる送付依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成団体である千葉市の紹介により千葉市観光協会を訪問、登録している各企業に対し在籍型出向リーフレットをメールにて送付していただいた。（送付件数644件）
13 東京	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金の支給決定通知書に「リーフレット」同封（労働局）・R4.8.1～8.26 15,000部 ○在籍型出向に関するオンライン説明会（関東経産局、労働局、産雇セ東京事務所）・R3.10.13 参加者102名 ○在籍型出向に関するオンライン説明会（東京都商工会連合会）※多摩地域人材ダイバーシティ推進ネットワーク事業 ・R3.11.30 参加者23名 ○在籍型出向に関するオンラインセミナー（きらぼし銀行） ・R3.12.9 参加者27名 ○在籍型出向に関するオンライン説明会（連合東京） ・R4.3.28 各構成組織の中小担当、労働条件担当者 ○人材移動推進情報交換会（労働局、産雇セ東京事務所、東京商工会議所、東京経営者協会） ・R4.7.22 参加企業67社（109名） ○法人取扱い店舗への産業雇用安定センター作成「マンガでわかる！在籍型出向」の配架（きらぼし銀行） ・69店 ○都内中小景況調査実施（東京都信用金庫協会） ○管内中小企業・小規模事業者へ人材採用状況と人材ニーズについてアンケート調査実施（関東経産局） ○「広域関東de人材シェア！」ポータルサイト（関東経産局） ・R4.8.1時点で31件391名のマッチング成立 ○専門・中核人材 副業・兼業人材 専門相談窓口（東京都）

各地域における取組事項一覧 (7/22)

都道府県	取組事項
14 神奈川	<ul style="list-style-type: none"> ○「広域関東de人材シェア！」ポータルサイト（関東経産局）・R4.8.1時点で31件391名のマッチング成立 ○管内中小企業・小規模事業者へ人材採用状況と人材ニーズについてアンケート調査実施（関東経産局） ○在籍型出向に関するオンライン説明会（関東経産局、東京労働局、産雇セ東京事務所） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.10.13 参加者102名 ○関係機関・団体（協議会構成員）への往訪・来訪し連携（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・R4.4（神奈川県商工会議所連合会、産業雇用安定センター神奈川事務所、神奈川県中小企業団体中央会、神奈川県信用金庫協会、関東経済産業局、連合神奈川、神奈川経済同友会、神奈川県経営者協会、神奈川県商工会連合会、神奈川県社会保険労務士会） ○関係機関・団体（協議会構成員）へ定期情報共有（3ヶ月毎：R4.3月、6月、9月） <ul style="list-style-type: none"> ・産業雇用安定助成金計画届受理状況、産業雇用安定センター出向実績、神奈川県在籍型出向実績、その他共有 ○神奈川県経営者協会ホームページに、在籍出向周知リーフを掲載 R4.7.5（神奈川労働局） ○神奈川県商工会連合会事務局長会議にて、在籍出向の出張説明会をR4.9.28に実施予定（神奈川労働局）
15 新潟	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・各種会議における周知・説明（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・新潟経済同友会訪問（R3.6.4） ・運輸分野人材確保対策推進協議会において周知・説明（R3.6.24） ・新潟県福祉人材確保推進協議会において周知・説明（R3.6.30） ・建設・警備分野人材確保推進連絡協議会において周知・説明（R3.7.6） ・魚沼ものづくり振興協議会において周知・説明。参加8社（R3.8.25） ・新潟県社会保険協会主催の社会保険総合セミナーにおいて周知・説明。参加35社（R3.105・10月8日） ・新潟県信用金庫協会営業部会において県下各信用金庫営業部長等に対し研修実施（R3.7.9） ○個別訪問等による周知・説明等の実施（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の店長、営業職員に対する研修の実施（ZOOM）→A信用組合（R4.1.18）、B銀行（R4.2.3） ・個別訪問等による周知・説明（R4.4月～9月）→経済団体・協同組合・協会等22カ所に周知・説明の実施 ○雇用調整助成金等の支給決定通知書にリーフレット同封（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.7月～、R3年11月～、R4年6月～、R4年8月～ ○「広域関東de人材シェア！」ポータルサイト（関東経産局） ・R4.8.1時点で31件391名のマッチング成立 ○管内中小企業・小規模事業者へ人材採用状況と人材ニーズについてアンケート調査実施（関東経産局） ○在籍型出向に関するオンライン説明会（関東経産局、東京労働局、産雇セ東京事務所） ・R3.10.13 参加者102名 ○在籍型出向制度セミナーの開催（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・在籍型出向制度の概要・メリット・活用事例、産業雇用安定助成金の概要・申請方法・具体例等を内容とするセミナーを産雇センターと連携して開催。 <ul style="list-style-type: none"> →燕会場：R4.7.26 参加者17名 →新潟会場：R4.9.26開催予定 →上越会場：R4.10.27開催予定

各地域における取組事項一覧 (8/22)

都道府県	取組事項
16 富山	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用維持のための人事交流支援事業（富山県庁） <ul style="list-style-type: none"> ・富山県人材活躍推進センターHPに企業情報を掲載 ・社労士が人事交流で発生する契約・労働条件等の相談に対応 ○富山県在籍型出向支援補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・産雇金受給事業所に対し、出向運営経費（賃金）の1/10を補助 R3.4～R4.1実績：2件 ○在籍型出向に関するアンケート調査の実施（労働局） <ul style="list-style-type: none"> 30人以上規模の県内企業2,032社に送付（R4.8.29）現在集計中 ○協議会構成団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> 在籍型出向支援協議会を構成する5団体（富山県社会保険労務士会、北陸銀行、富山銀行、富山第一銀行、富山信用金庫）対して在籍型出向の取組促進のため産業雇用安定センター富山事務所の職員と伴に訪問し情報交換を行った。（R4.9.14、R4.9.15） ○在籍型出向に関するセミナーの開催（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・産業雇用安定助成金制度について（R4.8.26日） <ul style="list-style-type: none"> ※雇用環境・均等室主催の改正育介法対応説明会において産業雇用安定助成金の説明を行ったもの。 高岡会場 参加者67名 富山会場 参加者63名 オンデマインド配信のべ497名（R4.8.26現在） ・雇用管理セミナー（富山労働局、産業雇用安定センター富山事務所、富山県人材活躍推進センター主催） <ul style="list-style-type: none"> 高岡会場 参加者24名 R4.10.3開催 富山会場 参加者34名 R4.10.7開催
17 石川	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会構成員向けメールマガジンの発行（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・VOL1:R3.5月発行、VOL2:R3.9月発行、VOL3:R4.1月発行、VOL4:R4.1月発行、VOL5:R4.3月発行 ※R4年度3回程度発行予定 ○独自の周知広報用リーフの作成、配布（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・HP掲載、HWに配架、幹部職員の事業所訪問時に配布 ○事業主向けセミナー等の開催（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・R4.7.26「在籍型出向支援セミナー」開催（産雇センター共催） オンライン開催 参加者9名 ○雇調金支給決定通知にリーフ同封（労働局） ○協議会構成団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・産雇センターが把握した出向受入・送出希望事業所情報を協議会構成団体へ提供（毎月） ○「在籍型出向支援助成金」（産業雇用安定助成金の上乗せ助成）の創設（金沢市）

各地域における取組事項一覧 (9/22)

都道府県	取組事項
18 福井	<ul style="list-style-type: none"> ○在籍型出向支援策独自リーフの作成 (労働局) ○雇調金支給決定通知書に産雇金リーフ同封 (労働局) ○雇調金利用企業等に対するアンケート調査の実施 (労働局) <ul style="list-style-type: none"> ・R3.5月以降実施中 回答数：送出37社、受入14社 ○協議会構成団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> 在籍型出向支援協議会の構成員のうち経済・労働関係4団体 (福井県商工会議所連合会、福井県商工会連合会、福井県経営者協会、日本労働組合総連合会福井県連合会) 対して在籍型出向の取組促進のため訪問し情報交換を行った。(R4.3.22、R4.3.23) ○各種セミナー・会議等における在籍型出向支援制度の周知・説明 (労働局) <ul style="list-style-type: none"> ・福井県社会保険労務士研修会において説明。参加者約100名 (R4.5.17) ・産業教育ならびに就職に関する懇談会において説明。参加者48名 (R4.5.19)
19 山梨	<ul style="list-style-type: none"> ○雇調金支給決定通知書に産雇金リーフ同封 (労働局) <ul style="list-style-type: none"> ・約2,000社に送付 ○HW事業所担当窓口での周知・出向意向確認 (労働局) ○在籍型出向活用オンラインセミナー (山梨県庁、産雇セ、労働局) <ul style="list-style-type: none"> ・R3.11.26 参加者11社 ・参加企業へのアンケート調査 ○「広域関東de人材シェア！」ポータルサイト (関東経産局) ・R4.8.1時点で31件391名のマッチング成立 ○管内中小企業・小規模事業者へ人材採用状況と人材ニーズについてアンケート調査実施 (関東経産局) ○在籍型出向に関するオンライン説明会 (関東経産局、東京労働局、産雇セ東京事務所) ・R3.10.13 参加者102名 ○在籍型出向支援策独自リーフレットの作成、局ホームページへの掲載、HWへの配架 (労働局) ○R4.10.1付け産業雇用安定助成金の改正について、経済団体等 (経済4団体、連合、社労士会) 機関誌等への掲載依頼 (労働局) ○事業主・社労士等を対象とした在籍型出向等セミナー・相談会開催を予定 (12/5) (労働局)
20 長野	<ul style="list-style-type: none"> ○雇調金利用事業所・県内50人以上規模事業所に産雇金リーフ同封 (労働局) <ul style="list-style-type: none"> ・雇調金利用事業所：約3,000通×2回 ・県内50人以上規模事業所：約1,700社 ○セミナー等の開催 (労働局) <ul style="list-style-type: none"> ・長野県庁主催の地域会議 (長野県就業促進・働き方改革戦略会議) を活用した周知 9回 ・協議会構成機関等における研修・セミナーの場を活用した周知 20回 <ul style="list-style-type: none"> (金融機関9回、連合長野1回、産業保健総合センター1回、商工会議所1回、労働局セミナー8回) ○事業主が参集する会議等での周知 (労働局) 41回 ○企業訪問 (労働局) 799回 ○業界団体訪問 5回 ○「広域関東de人材シェア！」ポータルサイト (関東経産局) ・R4.8.1時点で31件391名のマッチング成立 ○管内中小企業・小規模事業者へ人材採用状況と人材ニーズについてアンケート調査実施 (関東経産局) ○在籍型出向に関するオンライン説明会 (関東経産局、東京労働局、産雇セ東京事務所) ・R3.10.13 参加者102名

各地域における取組事項一覧（10/22）

都道府県	取組事項
21 岐阜	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用維持・継続人材マッチング支援事業（岐阜県庁） <ul style="list-style-type: none"> ・人材受入可能事業者の開拓 ・労働力シェアマッチング支援特設サイトでの求人情報発信（R4.8月までの累計 出向338件、兼業副業158件） ・「労働力シェア促進交付金」の支給（出向受入事業主への補助・1名5万円） ・社労士等による無料相談窓口設置（月1回） ○東海地域における人材マッチング事業（中部経産局） <ul style="list-style-type: none"> ・東海地域（愛知県・岐阜県・三重県）における人材マッチング企業への意向調査216社（送出35社、受入181社）→人材ニーズの具体化（送出25社530人、受入104社2,327人）→531人の出向、149人の移籍が成立（R4.6月末時点）
22 静岡	<ul style="list-style-type: none"> ○雇調金支給決定通知書にリーフ同封（労働局） のべ28,713社 ○HW求人窓口でのリーフ配布（労働局） ○広報誌「静岡労働局だより」への記事掲載（労働局） ○静岡労働局メールマガジンによる配信（労働局） ・R3.7.20 3,101名、R4.1.20 3,083名 ○雇調金利用企業、求人提出企業へのアンケート調査（労働局） <ul style="list-style-type: none"> 在籍出向に対するイメージや取組状況についてアンケートを、R4.5月～7月に実施 ○「広域関東de人材シェア！」ポータルサイト（関東経産局）・R4.8.1時点で31件391名のマッチング成立 ○管内中小企業・小規模事業者へ人材採用状況と人材ニーズについてアンケート調査実施 ○在籍型出向に関するオンライン説明会（関東経産局、東京労働局、産雇セ東京事務所）・R3.10.13 参加者102名 ○助成金説明会において、産業雇用安定助成金と在籍出向について説明（R4.9月は2回実施。R4.10月～11月にかけて8回予定）
23 愛知	<ul style="list-style-type: none"> ○出向等受入調査によるマッチング支援（愛知県庁） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.2月 県内企業2万社に対し、出向等の受入について検討の有無を調査 県から産雇セへの情報提供：183社 情報提供企業からの求人受理：68社804人 マッチング成立：6人（移籍） ○中部国際空港に対する雇用支援（愛知県庁） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.2月～R4.3月まで、中部国際空港旅客サービス（株）から15名を受入 ・建設事務所等で窓口業務、電話対応等を実施 ○庁内業所管部局への情報提供（愛知県庁） ○愛知県メルマガによる周知（愛知県庁） ○東海地域における人材マッチング事業（中部経産局） <ul style="list-style-type: none"> ・東海地域（愛知県・岐阜県・三重県）における人材マッチング企業への意向調査216社（送出35社、受入181社）→人材ニーズの具体化（送出25社530人、受入104社2,327人）→531人の出向、149人の移籍が成立（R4.6月末時点） ○産雇センターと関係機関の連携（産雇セ） <ul style="list-style-type: none"> ・中部経産局：情報提供150社（送出22社、受入128社）→送出登録15社、求人受理77社 577件 2091人 ・愛知県庁：情報提供183社（送出1社、受入182社）→送出登録1社、求人受理75社 600件 1236人 ・中部運輸局：情報提供 25社（送出3社、受入 22社）→送出登録なし、求人受理16社 163件 617人 ・労働局：情報提供197社（送出4社、受入193社）→送出登録なし、求人受理84社 626件 1304人

各地域における取組事項一覧 (11/22)

都道府県	取組事項
24 三重	<ul style="list-style-type: none"> ○在籍型出向に関する企業アンケートの実施（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ 発送数3,273件、有効回答数852件 ・ 産雇セへ説明対応依頼：54件、労働局助成金センターへ説明対応依頼：28件 ○みえ労働力シェアリング支援事業（三重県庁）（R2年度・R3年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ ①送出・受入希望企業の情報収集・提供、②社労士やコンサルタントによるマッチング相談支援、③マッチング後のF U支援 ・ 実績（R2年度～R3年度） 相談件数：406件、登録企業：送出11件受入97件、成約件数3件5人 ○シンポジウム「雇用シェアがつなぐ企業の未来」の開催（三重県庁） R3.8.30 YouTubeによるLIVE配信 総視聴数216ビュー ○みえ雇用シェアネットワーク構築支援事業（三重県庁）（R4年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ ①雇用シェアの周知啓発（SNS等のツールを活用した情報発信等）、②県内事業者を対象としたセミナー・相談会の開催、③「雇用シェアネットワーク」の構築に向けた企業交流会の開催 ・ 実績（R4年8月末時点） 「雇用シェアネットワーク」参画企業数72社、専用サイト「みえ人事交流ねっと」開設（R4年7月から）、第1弾セミナー・人事交流会を開催（R4年9月、県内3地域）、第2弾セミナー・人事交流会を開催予定（R4年11月・12月、県内5地域） ○東海地域における人材マッチング事業（中部経産局） <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地域（愛知県・岐阜県・三重県）における人材マッチング 企業への意向調査216社（送出35社、受入181社）→人材ニーズの具体化（送出25社530人、受入104社2,327人）→531人の出向、149人の移籍が成立（R4.6月末時点）
25 滋賀	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用シェアサポートコーナー（滋賀県） <ul style="list-style-type: none"> ・ R4.4.1にしがジョブパーク内に開設し、社労士等の専門家が相談対応や各種サポートの実施や、副業相談を実施（※しがジョブパークは県と局の共同運営施設） ・ 事業所向けセミナーで雇用シェアについて紹介予定 ・ R4.5.10、R4.6.14 労働局、産業雇用安定センター、県、雇用シェアサポートコーナー4者で今後の周知等を踏まえた活動の役割について協議 ○雇用調整助成金申請事業所への電話、訪問等の実施（労働局）・R4年度実績 電話7社 ○セミナーの実施（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ R4.9.14 労働行政説明会 参加者500名 ○関係機関の広報誌、メルマガによる周知（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県労働基準協会、全国労働保険事務組合連合会滋賀支部、滋賀県労働雇用政策課、滋賀県中小企業団体中央会、近畿農政局滋賀県拠点 ・ R4.7.20 エフエム草津にて在籍型出向について説明

各地域における取組事項一覧（12/22）

都道府県	取組事項
26 京都	<ul style="list-style-type: none"> ○在籍型出向の案内書を雇調金の支給決定通知書に同封して送付（労働局） ※約8,000社（R3.5月） ○在籍型出向に関する独自リーフ作成（労働局） ○在籍型出向、産業雇用安定助成金、産雇センターのリーフを送付（労働局） ※約 16,500社（R3.10月） ○在籍型出向、産業雇用安定助成金、産雇センターのリーフを雇調金の支給決定通知書に同封して送付（労働局） ※約20,000社 ○在籍型出向制度説明会を開催予定（労働局、産雇センター）（R4.11月予定） ○短期雇用シェアリング事業（京都府）R2.7月～ 実績：兼業・副業8件21名、出向12件55名 <ul style="list-style-type: none"> ①企業の人材過不足情報の収集 京都ジョブパークに登録されている企業を中心に、電話・メールを使い情報収集 ②兼業・副業など多様な働き方を実現するための専門的アドバイス 兼業・副業の説明や就業規則の改正等についての社会保険労務士による専門的アドバイス ③兼業・副業等で働きたい人と受入企業とのマッチング 希望者に雇用シェアリング事業のサイトを紹介し、求人票を見て応募 ④在籍型出向を希望される場合の産雇セへの案内 ⑤短期雇用シェアリングセミナーを実施：R3.3.3（15社）、R3.6.29（17社）、R3.11.17（6社） ○地域企業「担い手交流」チャレンジプログラム（京都市） <ul style="list-style-type: none"> ・在籍型出向により地域企業における人的課題をはじめ、経営課題の解決を支援すると同時に人材の交流を促進し、企業間連携の強化を図るもの ・R元年度に産雇セと連携協定を締結し、アンケート調査やヒアリング調査により企業開拓に着手するなど試行的に事業実施 ・R2年度には「わかもの就職支援センター」に専用窓口を開設 ・担い手交流チャレンジプログラムの実績（R4.8月末現在）： 受入企業39社、送出企業9社、マッチング成立29件
27 大阪	<ul style="list-style-type: none"> ○マッチング会（人材情報交換会）の開催（産雇セ、労働局）・R3.10.15開催 ・R4.10.14開催予定 ○協議会構成団体等との周知に係る連携等 大阪府在籍型出向等支援協議会の構成員である大阪商工会議所、堺商工会議所のほか、各商工会議所を産業雇用安定センター大阪事務所の職員と訪問。在籍型出向に係る意見交換や、在籍型出向に係るセミナー等の開催及び周知を依頼。下に記載のセミナーの開催をはじめ、各オンラインセミナーの開始前のお知らせにて在籍型出向の周知スライドを放映することや、各会議所の会報・メルマガ等により会員企業等への周知を実施。 ○当局主催セミナーの開催及び他団体主催セミナー等への講師派遣による在籍型出向の周知、活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・R4.5.30 令和5年3月新規学校卒業予定者に係る求人説明会への講師派遣（主催：ハローワーク堺） ・R4.6.24 泉佐野商工会議所労務対策委員会への講師派遣（主催：泉佐野商工会議所） ・R4.9.12、10.7、10.31 在籍型出向セミナー（主催：当局及び産雇センター、共催：大阪府在籍型出向等支援協議会） ・R4.11.24 八尾商工会議所セミナー（仮称）への講師派遣（予定）（主催：八尾商工会議所・産雇センター） ○雇用調整助成金を利用している事業所への周知、在籍型出向活用希望ニーズの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金を利用している事業所に対し、周知案内を郵送。電話による在籍型出向活用希望ニーズの確認（R4.9.16現在640件）。ニーズがある事業所を訪問し詳細に説明。（産雇センターが同行する場合を含む。） ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・R4.6 株式会社池田泉州銀行87支店にて周知リーフレットを配架 ・R4.6 天満産業会会員向けに周知リーフレットを送付 ・R4.6 一般社団法人大阪府雇用開発協会会員向けに周知リーフレットを送付 ・R4.8 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターへの周知依頼 ・ハローワーク事業所担当窓口における雇用調整助成金等の相談又は大量離職届に関する相談で来所した事業所に対する周知。働き方セミナー（R4.9.12 主催：ハローワーク大阪東）での産雇センターによる在籍型出向に係る講演。

各地域における取組事項一覧 (13/22)

都道府県	取組事項
28 兵庫	<ul style="list-style-type: none"> ○経済団体等主催のセミナーにおける制度説明（労働局） ・ R3：9団体14回 ・ R4：2団体2回 ○「ひょうご出向・副業等支援サイト」の運営（兵庫県庁） ・ R2マッチング実績：15社74人 ・ R3マッチング実績：8社30人 ○推進員による県内企業への周知、掘り起こし（兵庫県庁） ○専門相談の実施（兵庫県庁） ・ 在籍型出向等に係る課題に対し、社労士や中小企業診断士による相談対応を実施 ○雇調金支給決定通知書に産雇金リーフレット同封 ○電子申請センターから事業所への送付資料に産雇金リーフレット同封
29 奈良	<ul style="list-style-type: none"> ○産雇金独自リーフの作成（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ R3.8月に約2,400社、9月に約7,300社、12月に1,000社に送付 ・ R4.4月に約1,300社、7月に250社に送付 ○企業アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ R3.4月に1,300社に送付し、在籍型出向に関する回答企業54社に対し電話等にて制度周知等のフォローアップを実施 ・ R4.4月に1,300社に送付し、在籍型出向に関する回答企業41社に対し、電話等にてフォローアップを実施し、セミナー案内等を送付 ○合同企業説明会でのブース訪問による周知（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ R3年度 県内開催の9回で約100社のブースを訪問し、リーフ配布、制度説明を実施 ・ R4年度 県内開催の3回で35社のブースを訪問し、リーフ配布、制度説明を実施 ○協議会構成機関への出張説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・ R3.10月 大和信用金庫社内研修会 ・ R4.12月 奈良中央信用金庫社内研修会 ○企業情報共有会議（労働局、産雇セ） <ul style="list-style-type: none"> ・ R3年度 産雇セからの求人情報提供依頼に基づき、該当求人把握 ・ R4年度 前年に引き続き産雇センターと情報共有会議を毎月実施 ○労働局長、産雇セ所長による金融機関訪問（労働局、産雇セ） <ul style="list-style-type: none"> ・ R3.8月に県下4金融機関を訪問し、在籍型出向支援の取組及び情報収集の協力を依頼 ○在籍型出向活用セミナーの開催（労働局・産雇センター共催） <ul style="list-style-type: none"> ・ R4.7月雇用調整助成金申請企業250社に対し、産雇金リーフレット、セミナー案内文書を送付 ・ R4.8月企業向けアンケート回答先41社に対し、セミナー案内文書を送付 ・ R4.8.26 セミナー開催 参加者6名
30 和歌山	<ul style="list-style-type: none"> ○雇調金支給決定時にリーフ同封（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ5,500企業に送付（R3.7.27～） ・ 現時点で産雇セ、労働局とも相談、連絡等反応が無い状態が続いている。 ・ 新たな取組として、R3.12月より具体的な在籍型出向の受け入れを希望している企業の一覧表を同封し、在籍型出向についてより身近に感じてもらえるよう、取り組んでいる。 ○協議会構成機関における制度説明（産雇セ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者協会の求人情報にチラシ掲載 ・ 商工会連合会や中小企業団体中央会の会合、社会保険労務士会の研修会、ロータリークラブの例会での説明を行った。 ・ さらに商工会議所、経営者協会の各部会での説明。 ○在籍型出向好事例集簡易版の作成 ・ 雇調金窓口や事業所訪問時に活用 ○在籍型出向利用促進説明会を開催予定（労働局、産雇セと共催） ・ 田辺市 R4.10.14 ・ 和歌山市 R4.10.20

各地域における取組事項一覧 (14/22)

都道府県	取組事項
31 鳥取	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナ対策人材活用事業（鳥取県庁） <ul style="list-style-type: none"> ①雇用シェア入門セミナー ・R3.3.15開催 参加者16名 ・R3.7.12開催 参加者30名 ②雇用シェアモデル支援 ・弁護士派遣による出向契約等締結支援 ※社労士による就業規則改正支援も他事業で実施 実績1件 ③雇用シェア事例紹介セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・R4.2.7オンライン開催 参加者46名 ※県外企業（石川、北海道、滋賀）の事例も紹介 ※事例を知りたいとの声多数 ○地方紙への周知広告掲載（鳥取県庁、労働局、産雇セ） ○「出向プロジェクトチーム」の設置（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・職業安定部内に設置し、「出向に対する理解促進」「関係機関との連携」「出向元・出向先事業所、出向社員への支援」の3本柱を軸に、一元体制で在籍型出向等支援事業活動を遂行 ○「出向なんでも相談窓口」の設置（労働局） ※R3.6～ ○雇調金利用企業へのアンケート調査・リーフ送付（労働局） ・送付1,011社、回収188社 ○（雇調金利用企業を主とした）戸別企業訪問活動（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・R4.9.30までに88社を訪問 ※R3年度69社（4社）、R4年度19社（3社）（ ）は、産雇センターとの同行訪問で内数 ○在籍型出向及び産雇金に関する独自リーフの作成・配布、並びに局ホームページへの掲載・周知（労働局） ○商工団体への訪問活動（R3年度22所22回、R4年度7所11回）（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ配架、チラシの会報への折り込み、説明会機会確保等について協力要請 ○経営支援団体、業界団体等への訪問による協力要請活動（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会構成機関（R3年度10所14回、R4年度8所8回） ・地域協議会構成機関以外（R4年度21所21回） ※R4年度は地域協議会構成機関以外の経営支援団体、業界団体等へ訪問活動を広げて実施 ○他機関が実施する研修・会議等を活用した説明会の実施（労働局）（事業所向け） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.7 琴浦町労務改善協議会研修会 参加者17名 ・R3.10 鳥取西商工会在籍型出向説明会 参加者21名 ・R3.10 八頭町商工会労働施策説明会 参加者21名 ・R4.7 琴浦町労務改善協議会研修会 参加者17名 ・R4.8 鳥取県経済同友会東部地区総務委員会 参加者22名 ・R4.8 鳥取卸センター二十日会 参加者20名 ・R4.9 鳥取県経済同友会東部労務担当者会議 参加者21名 ・R4.9 鳥取商工会議所議員協議会 参加者28名 ・R4.10 鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合役員会（R4.10.7予定） （支援機関向け） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.6 鳥取県社会保険労務士会鳥取支部研修会 参加者15名 ・R4.3 鳥取銀行法人コンサルティング部説明会 参加者3名（キーマンのみ） ・R4.6 山陰合同銀行鳥取営業部説明会 参加者22名 ・R4.6 鳥取県商工会連合会東部・中部・西部産業支援センター説明会 参加者東部15名、中部9名、西部12名

各地域における取組事項一覧（15/22）

都道府県	取組事項
32 島根	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主支援セミナーの開催（労働局、産雇セ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 出向支援制度について認知いただくため、オンラインでセミナーを実施 ・ 内容：産雇セから出向支援プログラムやセンターの役割の説明、在籍出向の事例を紹介し、労働局からは産雇金について説明を行った。 ・ R4.9.26開催、参加企業数：53社 ○雇調金利用企業、求人提出企業へのリーフを活用した制度説明（労働局） ○在籍型出向に関する意向アンケート調査（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇調金支給決定事業所あてに実施 ・ 実施時期：R3.12月～R4.3月 送付数：827社 回答数：119社 ・ 在籍型出向への関心度、在籍型出向活用の希望、産雇センターとの相談希望有無等 ○事業主が参集するセミナーでの周知（労働局、経営者協会） ・ R4年度：24回
33 岡山	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート調査の実施（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 雇調金利用企業&HW求人提出企業 ・ 第2回 雇調金利用企業 ○岡山県在籍型出向支援事業（岡山県庁） <ul style="list-style-type: none"> ・ 社労士による在籍型出向支援相談窓口 開設期間：R3.4.12～R4.3.18 相談実績：4件 ・ 岡山県在籍型出向マッチング支援サイト 開設：R3.4.12～ 登録実績：送出2件、受入45件 ・ 説明会・相談会開催 R3.5.25、R3.6.14、R3.6.24、R3.7.8、R3.8.3、R4.1.26 参加実績：98社 ・ マッチング会の開催 R3.7.8、R3.8.3 参加実績：送出4社、受入9社 ○県内企業に対するアンケート調査の実施（岡山県庁） ○雇調金支給決定通知書に在籍型出向リーフを同封（労働局） ○在籍型出向に関する説明会・相談会を開催（R4.9.28）参加企業27社（労働局・産雇セ・社労士会）

各地域における取組事項一覧 (16/22)

都道府県	取組事項
34 広島	<ul style="list-style-type: none"> ○在籍型出向に関する意向調査（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.8月～R4.3月（計5回実施） 送付：のべ6,961社 回答：同 2,615社（回答率：37.6%）、出向（送出・受入）意向（検討）：同 364社 ○在籍型出向に関する企業アンケート・ヒアリング（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.8月～R3.9月 出向先：12社（4社）、出向元：14社（5社） ・R4.10月以降に実施を予定 ○在籍型出向に関するセミナー等 <ul style="list-style-type: none"> ・「経営者、人事・労務担当者向け在籍出向セミナー」R4.2.14（オンライン） 定員100名 （主催等：国家戦略特区広島県・今治市雇用労働相談センター（以下「HELCC」）、労働局、広島県、産雇セ） ・「中小企業向け支援制度合同説明会」（オンライン） ＜広島会場＞R4.3.14、＜福山会場＞R4.3.18 定員：各会場200名 （主催等：労働局、広島県、中国経済産業局、広島市、福山市産業振興課、中小企業基盤整備機構中国本部、ひろしま産業振興機構、広島市産業振興センター） ・「HELCCセミナー」＜ご案内（在籍型出向のマッチング、産業雇用安定助成金）＞ R4.7.27、R4.11.22（予定）（対面、オンライン）（定員：対面20名、オンライン100名） （主催等：HIELCC、広島県、労働局、産雇セ） ○「広島県内の金融機関と広島労働局及び広島県との働き方改革に係る連携に関する協定に基づく連絡会議」（労働局雇用環境・均等室主催） R4.6.9（対面） ※「広島県在籍型出向等支援協議会」（参加の両行構成員）、「産業雇用安定助成金」、 「在籍型出向のマッチング（産業雇用安定センター）」を紹介 （出席：広島銀行、もみじ銀行、YMFG-ZONEプランニング、広島県（労働政策課、働き方改革推進・働く女性応援課）、 広島働き方改革推進支援センター）
35 山口	<ul style="list-style-type: none"> ○経済団体・業界団体訪問（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・山口県旅館ホテル生活衛生同業組合、山口県生活衛生同業組合連合会、山口県タクシー協会、山口県バス協会 ○雇用シェアに関するアンケート調査（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業3,091社に送付、1,436社が回答（受入希望240社、送出希望12社） ・電話によるヒアリング調査269社 ○社労士による無料相談（山口県庁、山口県社労士会） ・出向に関する労務管理相談として9月に補正予算化 ○在籍型出向なんでも相談窓口の開設（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・R4.6月～ ホームページ及びチラシによる周知（雇用調整助成金支給決定通知書に同封：送付先約1,900） ○在籍型出向支援セミナー（労働局、産業雇用安定センター） ・オンライン開催 参加申込5社 参加3社
36 徳島	<ul style="list-style-type: none"> ○雇調金支給決定通知書に在籍型出向リーフを同封（労働局） ○チェックリスト「雇調金・緊安金申請時における聞き取り確認事項」を作成し、申請時にニーズ調査を実施している。（労働局） ○在籍型出向支援セミナー開催（R4.8.31）参加企業8社（労働局・産雇セ） ○徳島県バス協会、全国旅行業協会等業界団体へ訪問し会員企業へ周知依頼（産雇セ）

各地域における取組事項一覧 (17/22)

都道府県	取組事項
37 香川	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用調整助成金活用企業に対するアンケート調査（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.5月～6月 アンケート送付1,606社、回答533社 在籍型出向関心あり76社、相談希望20社 ・R4.5月～6月 アンケート送付732社、回答155社 在籍型出向 送出に関心有14社、受入に関心有25社、相談希望11社 ○「在籍型出向支援セミナー＆マッチング支援企業説明会」開催（R4.7.14 オンライン開催 香川県、産雇セ共催） 参加者29名（説明企業4社を含む。企業、経済団体等）マッチング支援では、4社が受入希望企業として企業説明。 ○経済団体、業界団体訪問（労働局、会員企業への制度周知、セミナーへの参加周知等を依頼） <ul style="list-style-type: none"> ・香川県商工会連合会、高松商工会議所等商工会議所、商工会21団体を延べ28回訪問。 ・香川県中小企業団体中央会、香川県トラック協会等、業界団体14団体を延べ17回訪問。 ○失業のない労働移動促進セミナー動画の作成（香川県庁） ○在籍型出向に係る専門家派遣制度（香川県庁） <ul style="list-style-type: none"> ・産雇セがマッチング支援を行う案件について、希望に応じて、社労士などの専門家を派遣し、手続きに関して助言等の支援を実施 ・R4.2.18まで
38 愛媛	<ul style="list-style-type: none"> ○業界団体訪問（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・道後温泉旅館協同組合、愛媛県トラック協会、新居浜機械産業協同組合、愛媛県紙パルプ工業会、愛媛県バス協会 ○雇調金支給決定通知書にリーフ、アンケート調査等を同封（労働局） R3年度 延べ21,588社 R4年度～8月末 延べ6,394社 ○関係機関主催会議を活用した周知 <ul style="list-style-type: none"> ・R3.7.14 愛媛県社労士会研修会（労働局）参加者：約130名（対面30名、WEB100名） ・R3.11.10 愛媛県経営者協会（産雇セ）参加者：20社（27名） ・R4.5.31 愛媛県社労士会研修会（産雇セ）参加者：約140名（対面40名、WEB100名） ○産雇金リーフレット（局独自）の作成、局HPへの掲載、HWへの配架（労働局） ○産雇金リーフレット等の経済団体等（経済4団体、社労士会）機関誌、HPへの掲載依頼（労働局） ○在籍型出向に関するセミナー、説明会（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・第1回在籍型出向支援セミナー R4.6.17開催 参加企業 24社26名 ・第2回在籍型出向支援セミナー及びマッチング企業説明会（オンライン） R4.11.18開催予定 ・愛媛県よろず支援拠点における説明会 R4.3.10開催 参加者 18名 ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会における説明会 R4.8.25開催 参加企業 9社 ○愛媛県内企業短期人材マッチング支援事業（愛媛県） <ul style="list-style-type: none"> ・支援サイトにてWEBセミナー（第1～5回）をyoutubeにて公開中 ・社労士によるオンライン出向相談

各地域における取組事項一覧 (18/22)

都道府県	取組事項
39 高知	<ul style="list-style-type: none"> ○在籍型出向制度説明会の開催（労働局、高知県庁、産雇セ） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.7 HW高知 参加者：12社17名 ・R4.6 県商工会連合会役員研修会にて、助成金を活用した在籍出向について説明（参加87名） ○面接会等を活用した周知 <ul style="list-style-type: none"> ・R4.6若年向け企業合同説明会（31社）、R4.7高校生のための記魚合同説明会（40社）、R4.7求人事業所説明会（94社）、R4.7氷河期ミニ面接会（3社）、R4.8大卒就職フェア（41社） ○助成金コーディネータによる関係機関訪問（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成員、県内商工及び経済団体やよろず支援拠点、プロフェッショナル人材戦略拠点、法人会（県下で最も会員数が多い）、日本政策金融公庫の3事業体、第1・第2地方銀行、税理士会、経営者協会、中小企業団体中央会等への訪問活動を継続的に実施し、会報等での周知を依頼 ・直接経営支援を実施している土業、経営支援CN、経営指導員・支援員、労働保険事務組合、政府系金融機関、高知県信用保証協会等の現場支援員を訪問し制度の活用について説明 ・県下全域4ブロック8名の中小企業診断士を含む高知県経営支援CNミーティングに参加し制度の周知を実施 ・相談予約申込付広報チラシを継続的に配布（HW） ○三者連携事業の実施（高知県庁、産雇セ、労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業1,531社に「R3年度労働環境等実態調査」アンケートを実施 ・在籍型出向に興味があり、三者連携訪問による説明可能との回答を得た19社の内15社に同行訪問し情報収集 ○雇用調整助成金支給決定通知書にリーフ同封（労働局）
40 福岡	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用シェア・産雇金説明会（産雇セ、労働局、福岡県庁、九州経産局） ・全74回、参加企業合計305社 <ul style="list-style-type: none"> ※R2.12月以降、継続して毎月1回以上開催（R4年度よりオンラインと対面のハイブリッド説明会） ※説明会参加企業及び産雇セ誘導企業のうち277名の出向が成立（交渉中も有） ○雇用シェア・産雇金ワンストップ相談会（産雇セ、労働局、福岡県庁、九州経産局） ・R3.6.29 参加企業6社 ○雇用の維持・安定、人材確保のための支援制度説明会・個別相談会 ・R3.10.18、10.19、10.22、11.19 説明会：47社 個別相談：7社 ○助成金利用企業、求人提出企業へのリーフ送付（労働局） ○自社研修の実施（九州経産局） ○メルマガにて在籍型出向制度の説明やイベント情報を送信（九州経産局） ※送信先約12,000 ○運輸・観光事業者団体への情報提供（九州運輸局） ○リーフレットの送付（福岡県庁） ・採用意向調査において在籍型出向に関心ありと回答した約900社に資料送付（R3.2月） ○メルマガにて在籍型出向制度の説明やイベント情報を送信（福岡県庁） ※送信先約3,000社 ○スマホ、PCにおける静止画バナーによる広告（福岡県庁） ・159.4万回の表示、約1,100社がバナーをクリック ○雇用維持・安定事業（福岡県庁） <ul style="list-style-type: none"> ・希望する市町村・団体に対し、社労士を派遣 ※6月補正で個別相談会回数を8→16回に倍増 ・当初は雇調金対応として開始したが、在籍型出向相談を追加 ○労働局主催「記者セミナー」において報道機関各社に対する在籍型出向制度の説明と周知を実施（労働局） R3.11.15 ○在籍型出向活用事例集の作成及び地域協議会・ホームページを活用したその周知（労働局） R3.10.25 ○県内企業に対するダイレクトメールによる在籍型出向制度活用意向アンケートの実施（労働局）（730社） R3.11.25

各地域における取組事項一覧 (19/22)

都道府県	取組事項
41 佐賀	<ul style="list-style-type: none"> ○失業なき労働移動支援のための連携協定の締結（労働局、佐賀県庁、産雇セ） 毎月連絡会議を開催 ○支援セミナーの開催（労働局、佐賀県庁、産雇セ、社労士会） <ul style="list-style-type: none"> ・R3年度6回 R4年度5回（毎月開催）対象を事業主団体・組合、社労士等へ拡大し、オンラインを交え毎月開催。 ・セミナー参加企業アンケートにおいて、出向の意向ありと回答した8事業所を産雇センターと同行訪問 ○雇用調整助成金申請事業所、求人事業所に対する出向意向調査（労働局） 604件を産雇センターへ情報提供 ○労働移動支援窓口の開設（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・県内6HWに相談窓口を開設し、予約制によりワンストップ相談を実施 ※のべ33回、27社参加 ○産雇金ホットラインの開設（労働局）・労働局に産雇金専用ダイヤルを設置 ○地プロによる取組強化（佐賀県庁） <ul style="list-style-type: none"> ・専門家（社労士、中小企業診断士）派遣による手続き支援、計画的人材確保支援を実施 ○局のホームページに特設サイトを設け、支援内容、協議会、セミナー等の各種情報を掲載 ○職業安定部公式ツイッターを開設し、制度、助成金、支援メニュー等を配信 ○企業説明会を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・受入可能企業から自企業についてオンラインで説明を実施し幅広く視聴、終了後はYouTube及びHPで動画配信中 ・アンケート等により後日フォローアップを実施 ・R4.2.4説明企業5社、視聴申込み34件 ・R4.8.5（長崎労働局と合同開催）説明企業5社、視聴アクセス92件 ○雇用調整助成金申請事業所、求人事業所を中心に、事業所へ訪問等によるアプローチを実施152件
42 長崎	<ul style="list-style-type: none"> ○「長崎県在籍型出向支援サイト」の開設（長崎県庁） ○長崎県緊急雇用維持助成金（長崎県庁） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員を休業や在籍型出向により雇用の維持を図る事業主に対し、「雇調金」、「緊安金」、「産雇金」に県独自の上乗せ助成を実施 ○長崎県緊急雇用維持アドバイザーの派遣（長崎県庁） <ul style="list-style-type: none"> ・雇調金等の申請や在籍型出向に係る労務管理等に関する助言を行うアドバイザー（社会保険労務士）を事業所等に派遣 ○産雇センターによるハローワーク職員向け研修の実施（労働局、産雇セ） <ul style="list-style-type: none"> ・HW長崎：R3.11.30、R3.12.6 ・HW佐世保：R3.11.25 ○自社研修の実施（九州経産局） ○メルマガにて在籍型出向制度の説明やイベント情報を送信（九州経産局） ※送信先約12,000 ○運輸・観光事業者団体への情報提供（九州運輸局） ○R4.5.30 在籍型出向支援に係る説明会を実施（長崎労働局、佐世保所） <ul style="list-style-type: none"> ・佐世保所主催の「事業主説明会」にて実施 参加者：312人 ○R4.8.5 「在籍型出向マッチング企業説明会&支援セミナー」の開催（長崎・佐賀労働局、長崎県、佐賀県） <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金支給決定通知書にチラシを同封：約800事業所 ・ハローワーク求人担当窓口でのチラシの配布・掲示 ・受入希望企業説明：5社 参加企業：15社 参加関係団体：30団体 ・開催の様子をYouTubeで公開（労働局HPに掲載） ○R4.10.4 「在籍型出向」に関するオンライン説明会」を長崎県と共催予定

各地域における取組事項一覧 (20/22)

都道府県	取組事項
43 熊本	<ul style="list-style-type: none"> ○産雇金の周知広報（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・R3.3.1 新年度の助成金変更点の案内文書にリーフ同封・・・県内2,110事業所 ・R3.3.29 雇調金室の転居案内にリーフ同封・・・・・・・・・・586事業所 ・R3.5.18 「熊本県工業連合会総会」での資料配付・・・・・・・・160部 ・R3.7月 雇調金利用の30人以上規模以上の事業所792社に、周知文を発送 ・R3.7月以降、原則月1回、産雇セと連携して事業所・事業主団体を訪問 ・R3.10.13 「労働保険事務組合実務担当者研修会」での資料配付（200部） ・R3.10.15 「菊池地域企業誘致推進プロジェクト協議会」主催の助成金説明会（10社30名） ・R3.10.26 「勤労者福祉センター」主催の産雇金説明会に出席（10社10名） ・R4年～ 雇用調整助成金受給事業所に対して行っている定期訪問（月10社程度）の際に、産業雇用安定助成金の利用勧奨。 ・R4.6月～ 雇調金支給決定通知に産雇金リーフ同封・・・・・・・・県内約2,000事業所 ・R4.6.23 産雇センター向けオンラインセミナー ・R4.6.28 社労士向けオンラインセミナー ・R4.8月～ 雇調金支給決定通知に産雇金リーフ同封（要件拡充版）・・・・・・・・県内約2,000事業所 ・R4.12月 労働局主催による助成金セミナーを開催予定。 ○在籍型出向支援プロジェクト（熊本県） ※予算額9,595千円（地方創生推進交付金を活用） <ul style="list-style-type: none"> ・特設HPの制作 「出向・副業・兼業」に係る特設HPをR3.11に開設。在籍型出向をはじめとした各種制度を分かりやすく説明するとともに、特集記事の掲載や各種イベントを告知。 ・特集記事の配信及びSNS等による周知啓発 R4.3までの期間、全12回の予定で特集記事を配信予定。併せて、Facebook・Instagram・Twitterのアカウントを作成し、例えば「経営者」、「副業や兼業を検索した人」などにターゲットを絞った広告を展開中 ・テレビ番組の制作・放映 R3.12.26 07:30～08:00 KKT ・在籍型出向に関するセミナーの実施 R4.1.20 熊本市内ホテル ※在籍型出向の送り出し・受け入れを経験した著名な企業による具体的な事例紹介等を実施予定。 ○R4年度 出向・副業・兼業の情報発信等業務（熊本県） ※予算額9,385千円 「出向・副業・兼業」に係る情報発信を行うとともに、県内企業に対し、就業規則等の整備を促進するための専門家（社会保険労務士）派遣を行うことで、「出向・副業・兼業」の活用促進を図る。（別紙） <ul style="list-style-type: none"> ① SNS等を活用した継続的な周知啓発 ② 在籍型出向等に係る専門家派遣 ③ 在籍型出向に関するセミナー ○出向・副業・兼業推進事業（熊本市）※7,000千円（地方創生臨時交付金を活用） <ul style="list-style-type: none"> ・出向マッチング会・相談会の実施（webオンラインによる実施） <ul style="list-style-type: none"> ①R4.1.20 ※熊本県が実施するセミナーと同時開催 ②R4.3.10 ・出向相談ホットラインの設置（1月～3月まで常時設置） ・副業・兼業マッチング会の実施 R4.2.17 ・出向に関するイメージ向上（マンガ・コミックモーションを使った制度の紹介、社労士ユーチューバーによる出向制度の発信、先行事例をYouTubeで紹介） ○R4年度 出向・副業・兼業事業（熊本市） 上記出向・副業・兼業の情報発信等業務（熊本県）について、①～③と連携を図り実施予定。 ○自社研修の実施（九州経産局） ○メルマガにて在籍型出向制度の説明やイベント情報を送信（九州経産局） ※送信先約12,000 ○運輸・観光事業者団体への情報提供（九州運輸局）

各地域における取組事項一覧 (21/22)

都道府県	取組事項
44 大分	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用シェア（在籍型出向）に関するアンケート調査（ハローワークへ求人を出している企業、雇用調整助成金を支給決定した企業） R3.1月～2月実施 ○在籍型出向制度説明会（労働局、産雇セ） ・ R3.7.14開催 14社参加 ○雇用調整助成金活用企業への周知（支給決定通知書に産業雇用安定助成金の拡充にかかるリーフレットを同封） ・ R4.9.6～実施（R4.9.16現在、560事業所へ送付） ○自社研修の実施（九州経産局） ○メルマガにて在籍型出向制度の説明やイベント情報を送信（九州経産局） ※送信先約12,000 ○運輸・観光事業者団体への情報提供（九州運輸局）
45 宮崎	<ul style="list-style-type: none"> ○雇調金支給決定通知書にリーフを同封（労働局） ○各種セミナー、説明会における周知（労働局） ・ 宮崎県社労士会主催の研修会（時期未定） ○助成金センター来庁者へ産雇金アンケート実施（労働局） ○自社研修の実施（九州経産局） ○メルマガにて在籍型出向制度の説明やイベント情報を送信（九州経産局） ○運輸・観光事業者団体への情報提供（九州運輸局）
46 鹿児島	<ul style="list-style-type: none"> ○雇調金支給決定通知書にリーフを同封（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施時期：R3.6月下旬～7月上旬 送付数：約500社 ・ 実施時期：R4.5月下旬～6月 送付数：1,844社 ○雇調金活用事業者へのリーフ送付（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年を超えて申請が継続している、製造業、道路旅客運送業、宿泊業、飲食業の事業者を選定し制度の周知と利用勧奨を図った。 実施時期：R3.11月下旬 送付数：349社（大企業10社、中小企業339社） ○在籍型出向に係るアンケート調査（雇調金支給決定事業所あて）（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施時期：R4.7月～8月 送付数：2,366社 回答数：128社 ・ 在籍型出向、産雇センターの認知度、在籍型出向への興味度、在籍型出向活用の希望、セミナー参加希望等 ○中核所訪問による周知強化指示（労働局） <ul style="list-style-type: none"> ・ R4.6月、県内5安定所を訪問し、直接、所長、統括官へ在籍型出向利用の周知強化を指示 ○経済団体への説明機会提供依頼（労働局） ・ R4.6月、県下4経済団体へ在籍型出向に係る説明機会の提供を文書にて依頼 ○セミナーの開催（労働局・産雇センター） ・ R4.9月、R4年度上期在籍型出向支援セミナー開催 参加数：28社（29人） ○各種団体等への説明会・セミナー等の実施（産雇セ） <ul style="list-style-type: none"> ・ R3.7.29 ・ 経営者協会主催加盟企業への説明会 ・ R3.8.5 ・ HRM研究会での在籍出向制度の説明会 ・ R3.8.6 ・ 鹿児島県中小企業団体中央会主催在籍出向セミナー ○自社研修の実施（九州経産局） ○メルマガにて在籍型出向制度の説明やイベント情報を送信（九州経産局） ※送信先約12,000 ○運輸・観光事業者団体への情報提供（九州運輸局）

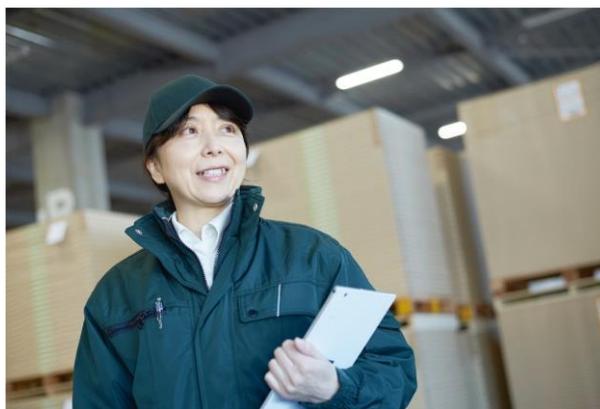
各地域における取組事項一覧 (22/22)

都道府県	取組事項
47 沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ対応休業者等マッチング事業（沖縄県庁） <ul style="list-style-type: none"> ・送出情報：12社95人、受入情報：71社288人、出向成立：11件33人 ○雇用調整助成金支給決定通知書にリーフレットを同封 <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：R4.5月～6月 送付数：3,913社 ○協議会構成員の沖縄県社会保険労務士会会長との情報交換及び会員への制度周知依頼（産雇センター） ○在籍型出向支援に関するオンラインセミナーの開催（労働局、産業雇用安定センター沖縄事務所共催） <ul style="list-style-type: none"> ・上期：R4.6.21開催 参加者 19名 ・下期：R4.11.22開催予定 ○ハローワーク求人窓口等でのリーフレット配付 ○業界団体等への訪問（産雇センター同行含む） <ul style="list-style-type: none"> ・会員企業への周知（チラシ配布）依頼、経営指導員等への制度説明 経済団体：3団体、商工会議所・商工会：9団体、その他の団体：3団体 ・那覇商工会議所会報誌（7月号）へ産雇金活用リーフレット掲載 ○企業訪問 9社 制度説明・意向確認 ○関係機関が主催する会議等での周知 <ul style="list-style-type: none"> ・「助成金活用セミナー」にて産業雇用安定助成金の説明（北谷町商工会・沖縄県グッジョブ相談ステーション共催） R4.8.17開催 参加者8名

産業雇用安定センターの出向・移籍支援について

第3回全国在籍型出向等支援協議会

2022年11月15日



6つの取り組みで 働く と 雇用 をサポート

1. 離職する従業員の方の再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、構造改革のための早期退職募集に応じて、離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中からの再就職活動をサポートします。

移籍（送出）支援

4. 人材育成やキャリアアップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。

人材育成型出向等支援

2. 人材を確保したい企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、期待する能力や経験などのご要望を十分おうかがいした上で人材をマッチングします。

移籍（受入）支援

5. 高齢者のための「キャリア人材バンク」

能力があり経験が豊富な60歳以上の高齢者の再就職をサポートします。在職高齢者だけでなく、離職後1年以内の高齢者の方も登録することができます。

キャリア人材バンク事業

3. 雇用を維持するための在籍型出向をサポート

経済環境の変化や感染症の影響などにより雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るための一時的な在籍型出向（雇用シェア）を活用することをサポートします。

在籍型出向支援

6. 社員のスキルアップ・研修のためのセミナー

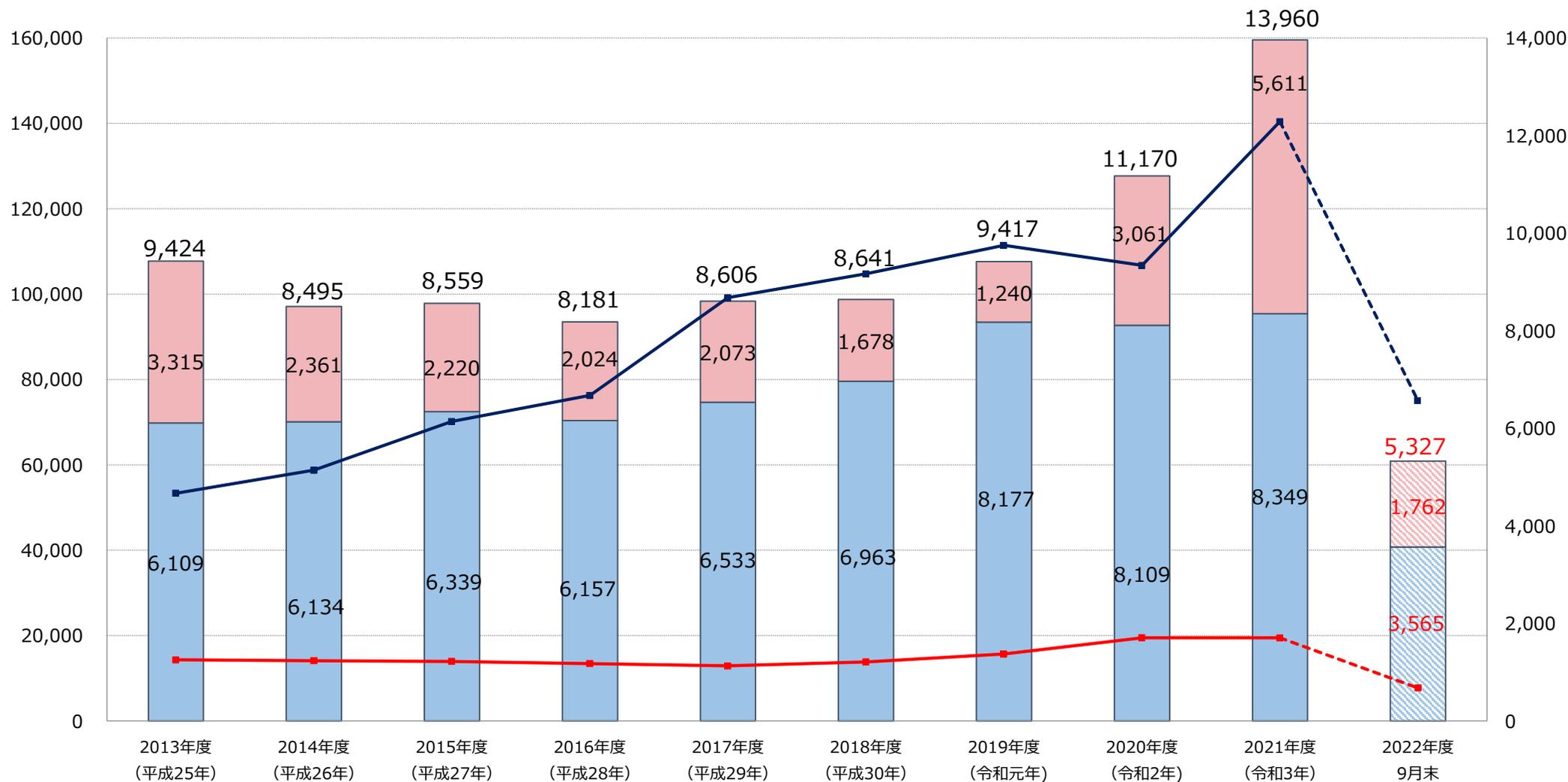
管理者や新入社員に対する研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業様のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。

セミナー事業

出向・移籍の実績の推移

受入・送出情報 (人)

成立数 (人)



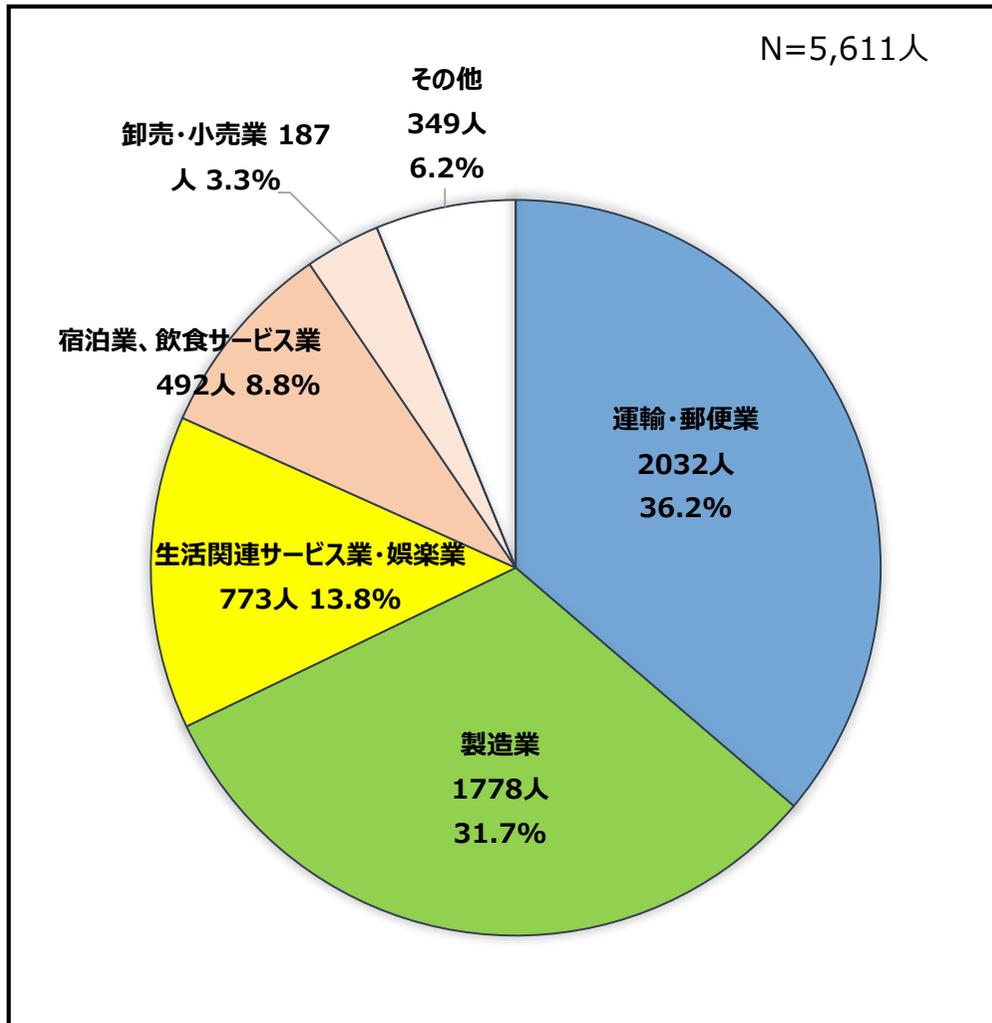
出向成立	3,315	2,361	2,220	2,024	2,073	1,678	1,240	3,061	5,611	1,762
移籍成立	6,109	6,134	6,339	6,157	6,533	6,963	8,177	8,109	8,349	3,565
成立合計	9,424	8,495	8,559	8,181	8,606	8,641	9,417	11,170	13,960	5,327
受入情報	53,360	58,753	70,167	76,253	99,165	104,732	111,421	106,727	140,403	74,954
送出情報	14,326	14,137	13,963	13,453	12,906	13,853	15,675	19,489	19,454	7,732

- 2021年度の出向成立数は5,611人（前年度は3,061人）
- 送業種で多いのは、H運輸・郵便業で2,032人、E製造業で1,778人、次いで、N生活関連サービス業で773人
- 受業種で最も多いのは、E製造業で2,265人、次いでRサービス業（他に分類されないもの）で1,135人、I卸売・小売業610人
- **異なる業種間で成立した割合は、69.9%（前年度は49.5%）**

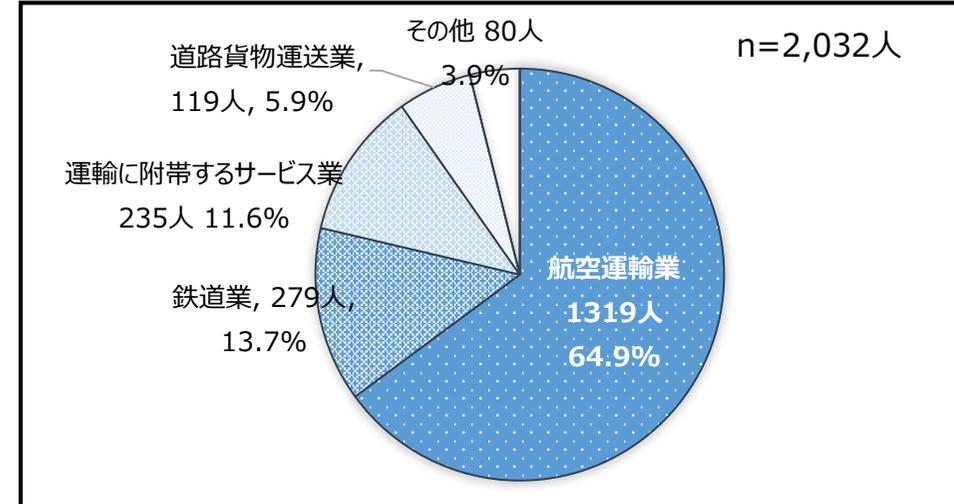
送業種 \ 受業種	ABC 農業・林業、漁業、鉱業等	D 建設業	E 製造業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	G 情報通信業	H 運輸・郵便業	I 卸売・小売業	J 金融業、保険業	K 不動産業、物品賃貸業	L 学術研究、専門・技術サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業	N 生活関連サービス業、娯楽業	O 教育、学習支援業	P 医療、福祉	Q 複合サービス事業	R サービス業(他に分類されないもの)	ST 公務、その他	総計 (人)
ABC 農業・林業、漁業、鉱業等			5			37	6	4			3	3			17	2		77
D 建設業		8	13	4		14	8					8				7		62
E 製造業	1	32	1,513		2	441	48			59	81	49			15	24		2,265
F 電気・ガス・熱供給・水道業			3			2												5
G 情報通信業			14		2	105	5		1	5	14	115				35		296
H 運輸・郵便業			58			35	1				1	5				1		101
I 卸売・小売業			69			287	18			10	77	142				7		610
J 金融業、保険業						5	25			1		12				1		44
K 不動産業、物品賃貸業	1		7			2	3		1		1	4				1		20
L 学術研究、専門・技術サービス業			13		1	106	27		5		20	137	1			30		340
M 宿泊業、飲食サービス業						50	8				87	22				1		168
N 生活関連サービス業、娯楽業	1		1			10				1	10	5			5	7		40
O 教育、学習支援業			6			38	2				1	13	2					62
P 医療、福祉			7			210	5				5	20	2			5		254
Q 複合サービス事業	8		11			51					11							81
R サービス業(他に分類されないもの)	1	3	58		1	630	31	4		10	181	196				20		1,135
ST 公務、その他						9						42						51
総計 (人)	12	43	1,778	4	6	2,032	187	8	7	86	492	773	5	0	37	141	0	5,611

- これまでセンターが取り扱う出向は、製造業の企業間での出向成立が大半を占めていたが、2021年度においては、「運輸・郵便業」からの出向成立が36.2%と業種の中で最も多くなった。【図1】
- さらに、「運輸・郵便業」のうち、「航空運輸業」が64.9%、「鉄道業」が13.7%となっている。【図2】
- また、「生活関連サービス業・娯楽業」については、コロナ禍以前はセンターの出向の取扱いはほとんどなかったが、2021年度においては全体の13.8%【図1】、そのうち旅行業が79.0%となっている。【図3】

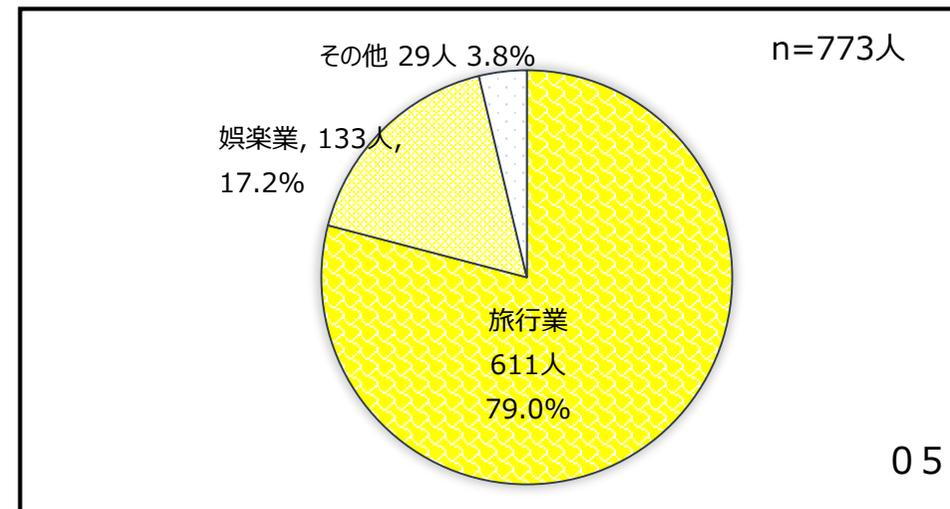
【図1】 出向が成立した送出企業の業種別構成



【図2】 運輸・郵便業の内訳



【図3】 生活関連サービス業・娯楽業の内訳



人材育成型出向等支援の概要

産業雇用安定センターでは、雇用調整型の出向支援のほか、

- ① 人材育成や企業間交流を目的とした出向（**人材育成・交流型出向**）
 - ② 労働者の自発的なキャリアのステップアップを目的とする出向（**キャリア・ステップアップ型出向**）
- に係る支援を行っています。

人材育成型出向等支援

① 人材育成・交流型

- ① 従業員の能力開発や人材育成、特に高度人材の育成により企業力の強化を図る。
- ② 人材交流を目的とした取組みにより、企業間の連携強化、新分野への展開のための基盤整備、組織の活性化等を図る。

出向期間終了後は、元の企業に復帰

② キャリア・ステップアップ型

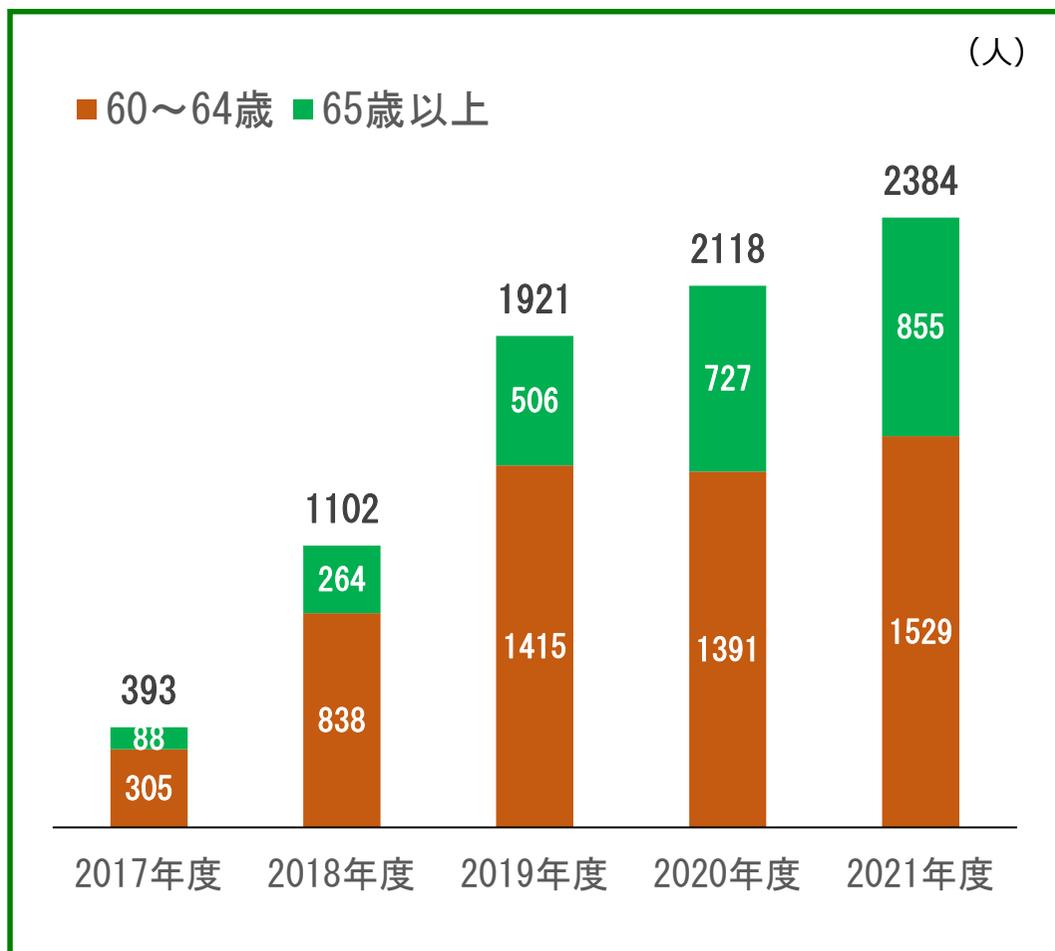
- ① 従業員自らのキャリア・ステップアップへの主体的な挑戦を企業として後押しする。
- ② 従業員自身のキャリアパスやライフプランに合わせた職域拡大、U I Jターン等を支援する。

出向期間終了後は、元の企業に復帰
または出向先企業へ移籍

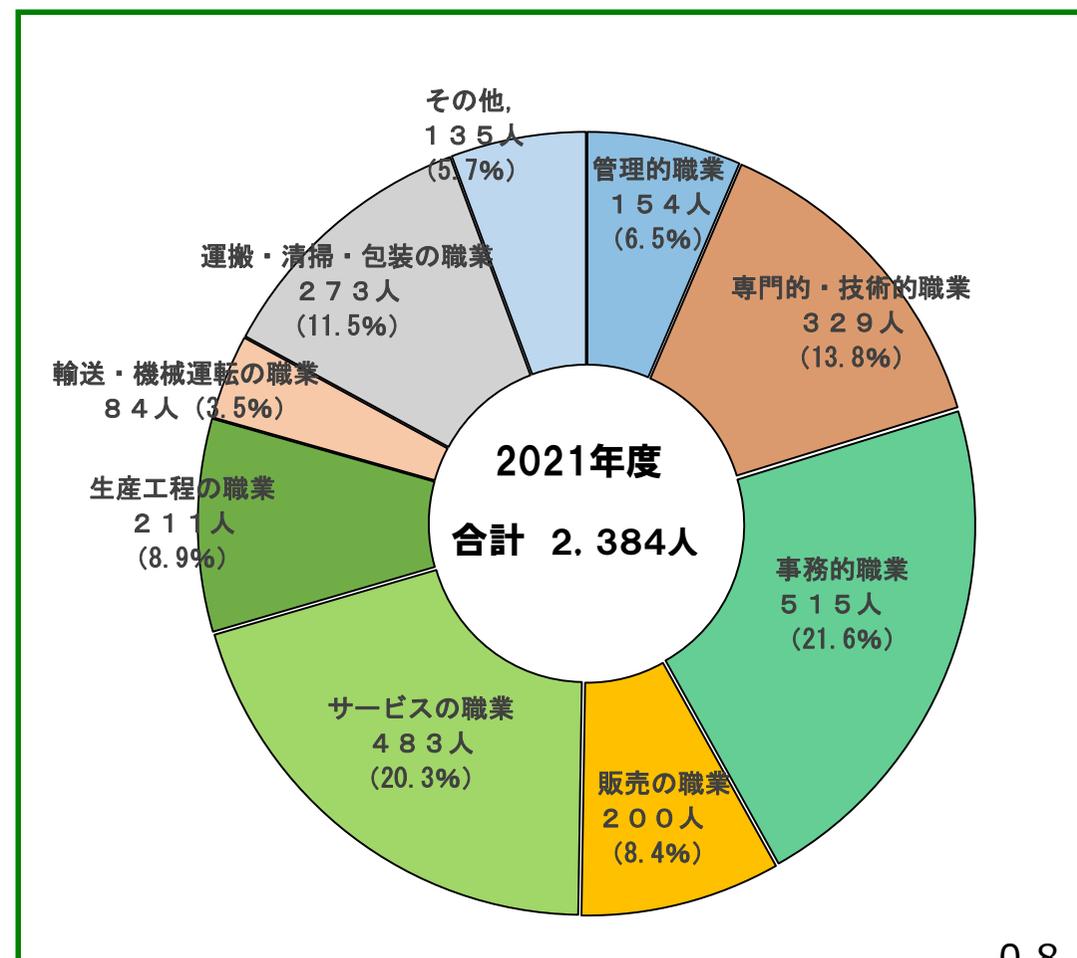
	送り出し企業の業態	送り出しの理由	受入れ企業の業態	受入れの理由	出向者数
事例 1	化学製品製造業	本社全体の人件費圧縮が課題。定年が近い管理職 A 氏についてグループ企業内で出向先を探したが賃金水準が合わない。本人は税理士資格を有し英語能力も高く、その能力を活かしたいとの意向があったので、産雇センターに出向先を探してもらうこととした。	会計事務所	これまで産雇センターに経理・財務・税務のブレイキングマネージャーの求人を出しており、数人の紹介を受けたが期待するレベルではなかった。出向でもよいので高度な専門性を有す方をお願いした。出向期間は12か月。	1
事例 2	鉄道業	コロナ禍で運行本数を減らしていることから車両運転士の雇用過剰が続いている。産雇センターに出向受入先の候補を提示してもらい、社内で出向者を公募した。	医療機関 (耳鼻咽喉科クリニック)	昨年来、産雇センターに受付・医療事務について、求人だけでなく、出向受入についても相談をしてきたがなかなか決まらなかった。今回、鉄道業からの出向を打診されたので受け入れたい。出向期間は12か月。	1
事例 3	発電・変電用機械製造業	現在の事業をグローバル展開に移行するため構造改革を余儀なくされており、余剰人員が生じている。50歳前後の2人の従業員の技術を活かせるような出向先を見つけてほしい。	有機化学工業製品製造業 (ベンチャー企業)	木材チップから抽出した材料から新素材を製造するスタートアップ企業である。今秋に実証プラントが稼働するので、2つの製造工程のリーダーとして生産工程の経験豊富な方を2人出向として受け入れたい。出向期間は12か月。	2
事例 4	旅行業	法人・団体向けの航空券の手配や、海外渡航のサポートなどの事業を行っている。国内旅行は回復しつつあるが、海外旅行の回復にはまだ時間がかかりそう。能力が高く経験の豊富な従業員の出向先を探してもらいたい。	運輸に附帯するサービス業	船舶・航空貨物輸送や在庫管理、流通加工など一連のロジスティクスを事業展開している。国際的な物流が一部で活況となっており、税関との折衝や貨物検査の立会い、その他通関関連事務を強化する必要があり、出向でも良いので受け入れたい。出向期間は6か月。	1
事例 5	酒類製造業 (日本酒醸造業)	日本酒を醸造している。コロナ禍で海外で人気が高い日本酒の輸出に影響は生じているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れているので、米作りを行っている法人があれば若手従業員に出向により技術習得をさせたい。取引金融機関と一緒に産雇センターが訪問してくれて、出向と助成金について説明を受けた。	農業法人 (耕種農業)	水稲、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業により生産性向上を図ることにより、従業員には週休二日制をはじめ、大型特殊車両の資格取得を支援するなど労務管理を行っている。労働局と産雇センターが同行訪問してくれて出向と助成金の活用について説明を受けた。出向期間は4か月。	1
事例 6	有機化学製品製造業	専門的な塗料の製造や高度な塗装の研究・研修を行っている。業況は好調で従業員を出向させる余裕はないのだが、産雇センターから当社の取引先企業への出向送出を提案されたので、短期間で良いのであれば同社に協力するという趣旨でハイレベルな塗装技術者を出向させることとした。	自動車製造業	カーボンニュートラルの方向性を見据え、EV車の生産ラインを増設したが、高度な技術を有する熟練塗装工が不足している。若手従業員の教育指導も含めて、取引先企業の中から出向として来てもらえないか産雇センターにアセスンを依頼した。出向期間は1か月。	2
事例 7	電気機械器具製造業	コロナ禍の影響もあり構造改革を進めており、雇用維持を図るため。在籍型出向を活用したい。男性社員の場合は比較的容易に出向先は見つかるが、女性社員が働きやすい出向先がなかなか見つからないので、産雇センターに探してもらうこととした。	陸上貨物運送業	先端医療・医薬品の超低温輸送の拠点を新たに整備したが、営業サポートのために必要な人材が確保できていない。女性経営者の下で女性も働きやすい環境整備をしているので、男女問わず出向として受け入れたい。出向期間は6か月。	2

- 産業雇用安定センターは、全国の地方事務所で「キャリア人材バンク」を展開しています。
- 「キャリア人材バンク」は、働く意欲と能力があり、経験が豊富な60歳以上の方が、年齢にかかわらず生涯現役として働くことができるよう、再就職をサポートします。
- 企業を定年退職される方や、継続雇用期間（雇用確保措置）が終了する方、60歳以上で離職後1年以内の方などの再就職を支援します。

1. キャリア人材バンクによる再就職数の推移



2. キャリア人材バンクによる再就職者の受入職種(2021年度)



- 産業雇用安定センターでは、企業からの支援依頼を受けて、60歳以上の方で、定年やその後の継続雇用期間の終了などにより退職される方の再就職の支援を行っています。
- 経験が豊富な高齢の従業員の方が離職される場合には、全国のセンター地方事務所のキャリア人材バンクにご相談ください。

マンガでわかる
キャリア人材バンク

60歳からの再就職を
応援します！

秋山照雄(仮名)
60歳 定年を間近に控える

今日は人事との面談の日か...
私は今悩んでいた

長年勤めてきた今の会社X社に残るか...
それとも新しい仕事にチャレンジするか...

公益財団法人 産業雇用安定センター

(全12ページより抜粋)

産業雇用安定センターとは？

1987年(昭和62年)、労働者(国労)、日経連、産業団体などが協力し、(公益)な非営利組織として設立。公的機関として設立。以来30余年にわたり、再就職・定年などによる企業間の労働移動をサポート。

安心のサポート!

全国の労働者、パート・アルバイト、役員

本部47 労働者、パート、役員

設立以来、労働者の再就職、定年の支援実績

福祉、障がい、高齢者の再就職支援

1人の労働者に1人のキャリアアドバイザーをサポート

キャリア人材バンクについて

働く意欲があり能力・経験が豊富な60歳以上の高齢労働者の方と、その能力・経験を必要とする企業との関係をマッチング。登録は全国の地方事務所にて受付です。

登録(求職)時の年齢

2020年	1021	855	2384
2019年	1021	1271	2118
2018年	1025	855	1921

こんなにたくさんの方が再就職をされているんだ。公的機関だから安心感があるな。

キャリア人材バンクに登録するには

60歳以上の労働者の方で、お近くのセンターまでお越しください。

お近くのセンターまでお越しください。

60歳以上の労働者の方で、お近くのセンターまでお越しください。

60歳以上の労働者の方で、お近くのセンターまでお越しください。

60歳以上の労働者の方で、お近くのセンターまでお越しください。

登録・再就職支援の流れ

- 1 お電話で履歴・職務のご相談
- 2 登録申請書の提出・登録受付料による人件登録情報記入作業
- 3 キャリアアドバイザーによる求職活動の支援
- 4 再就職活動
- 5 キャリアアドバイザーによる求職活動の支援
- 6 求人登録(仮)

登録・再就職支援の流れ

- 1 お電話で履歴・職務のご相談
- 2 登録申請書の提出・登録受付料による人件登録情報記入作業
- 3 キャリアアドバイザーによる求職活動の支援
- 4 再就職活動
- 5 キャリアアドバイザーによる求職活動の支援
- 6 求人登録(仮)

産業雇用安定助成金の制度改革について

厚生労働省職業安定局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

産業雇用安定助成金の拡充 (R4.10.1制度改正)

1 制度概要

○コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの（令和3年2月5日施行）。

・ **出向運営経費** 賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5（解雇なし 9/10）	2/3（解雇なし 3/4）
上限額（出向元・先の計）	12,000円/1人1日当たり	

・ **出向初期経費** 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などに助成。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し等）	各5万円/1人当たり（定額）	

2 制度拡充内容

○ 足下では経済活動の再開に向けた動きの中で人手不足が見られる一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られている。そのため、人材を有効に活用するためにも産業雇用安定助成金の拡充を行い、円滑な労働移動を一層促進する。

事項	現行制度	拡充内容
支給対象期間の延長	1年間	2年間
支給対象労働者数の上限撤廃	出向元、出向先ともに1年度あたり500人	出向元について上限撤廃
出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成（新設）	-	出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練に対して助成

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）（仮称）の新設（案）

（総合経済対策（R4.10.28閣議決定））

1 事業の目的

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

2 事業の概要

○助成内容

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,355円／1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円)	
支給対象期間	1か月～1年間	

3 想定される活用事例

- DXを目指す企業がIT企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得
- 自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりにおける品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

4 事業スキーム

○助成金支給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との契約
労働組合などの協定
出向予定者の同意



労働局・ハローワークに出向計画届
(スキルアップ計画を含む) 提出



在籍型出向の実施



復帰（賃金上昇）



労働局・ハローワークに支給申請



助成金受給



産業雇用安定助成金の全体像（案）

1 事業の目的

○ 雇用維持支援コース（仮称）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対し賃金等の一部を助成する。

○ 事業再構築支援コース（仮称）【新規】 ※令和5年度当初予算要求

新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と当該事業再構築に必要な新たな人材（コア人材）の円滑な受け入れ（労働移動）を支援する。

○ スキルアップ支援コース（仮称）【新規】 ※総合経済対策

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際に賃金を出向先と比較して5%以上上昇させた場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより、在籍型出向を推進し企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

2 事業の概要

コース名	対象事業主	中小企業	中小企業以外	備考
雇用維持支援コース （仮称）	雇用維持目的の在籍型出向を実施する事業主 （出向元・出向先双方）	解雇無：9/10 解雇有：4/5 上限：12,000円/1日	解雇無：3/4 解雇有：2/3 上限：12,000円/1日	出向労働者の賃金、教育訓練等の一部に対する助成 ※出向初期経費助成あり
新規 事業再構築支援コース （仮称）	事業再構築の前後を通じて労働者の雇用を確保した上で、当該事業再構築に必要なコア人材を雇い入れた事業主	280万円 （6ヶ月ごとに140万円×2期）	200万円 （6ヶ月ごとに100万円×2期）	コア人材とは、専門的な知識等を有する年収350万円以上の者
新規 スキルアップ支援コース （仮称）	労働者のスキルアップのため在籍型出向を実施する事業主 （出向元のみ）	2/3 上限：8,355/1日	1/2 上限：8,355/1日	出向労働者の賃金の一部に対する助成

各地域における今後の取組事項について

厚生労働省職業安定局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

各地域における今後の取組事項について

1 在籍型出向の更なる活用促進に向けた取組事項

- 雇用調整助成金については、令和4年12月以降特例措置の段階的な縮減を図るとされており、人材を有効に活用するためにも、休業から就業（出向）への在籍型出向を活用した移行を効果的に支援することにより、円滑な労働移動を一層促進していく必要がある。
 - **特に雇用調整助成金活用企業にターゲットを絞った個別の周知（支給決定通知書にリーフレットを同封する等）、送出ニーズの把握を再徹底する**
 - **出向セミナー・相談会等の開催や横展開を行った事項について、地域の実情に合った取組を引き続き促進する**
- 在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できることから、労働者のスキルアップの手段としての在籍型出向の活用促進を図る必要がある。
 - **新設予定のスキルアップ支援コース（仮称）について、周知広報の取組を促進することとし、地域協議会により構築した連携体制も最大限活用しつつ、制度周知、事例の横展開、企業情報の収集などを図る**
 - **特に産業雇用安定センターとの更なる連携により活用促進を図る**

2 地域協議会の開催

- 全国協議会において共有した事項の横展開や、在籍型出向活用促進に向けた更なる連携強化を図るため、各地域において、令和4年度末までに第3回地域在籍型出向等支援協議会を開催するよう指示を行う予定